

議案第7号

令和5年度

久慈市一般会計補正予算

(第9号)

令和5年度久慈市一般会計補正予算(第9号)

令和5年度久慈市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,430千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,538,203千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月22日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 地方交付税		6,905,321	134,018	7,039,339
	1 地方交付税	6,905,321	134,018	7,039,339
14 国庫支出金		5,120,145	△225,276	4,894,869
	1 国庫負担金	2,265,417	△50,520	2,214,897
	2 国庫補助金	2,761,192	△174,756	2,586,436
15 県支出金		1,544,569	△79,245	1,465,324
	1 県負担金	862,195	△10,053	852,142
	2 県補助金	578,377	△68,895	509,482
	3 委託金	103,997	△297	103,700
16 財産収入		39,495	15	39,510
	1 財産運用収入	14,292	15	14,307
17 寄附金		414,700	5,770	420,470
	1 寄附金	414,700	5,770	420,470
18 繰入金		1,048,393	223,534	1,271,927
	1 基金繰入金	1,048,393	223,534	1,271,927
20 諸収入		726,104	23,850	749,954
	3 貸付金元利収入	240,222	10,001	250,223
	4 雑入	481,844	13,849	495,693
21 市債		1,482,100	△107,096	1,375,004
	1 市債	1,482,100	△107,096	1,375,004
歳 入 合 計		23,562,633	△24,430	23,538,203

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		194,101	0	194,101
	1 議会費	194,101	0	194,101
2 総務費		4,093,360	△54,638	4,038,722
	1 総務管理費	3,357,420	△56,174	3,301,246
	2 徴税费	492,837	△1,700	491,137
	3 戸籍住民基本台帳費	77,945	3,581	81,526
	5 統計調査費	9,179	△345	8,834
3 民生費		7,308,433	75,999	7,384,432
	1 社会福祉費	3,848,205	84,298	3,932,503
	2 児童福祉費	2,779,171	△6,163	2,773,008
	3 生活保護費	681,057	△2,136	678,921
4 衛生費		1,715,179	94,804	1,809,983
	1 保健衛生費	1,037,342	114,783	1,152,125
	2 清掃費	677,837	△19,979	657,858
5 労働費		46,938	△2,839	44,099
	1 労働諸費	46,938	△2,839	44,099
6 農林水産業費		1,069,073	△19,248	1,049,825
	1 農業費	432,638	△11,624	421,014
	2 林業費	260,370	936	261,306
	3 水産業費	376,065	△8,560	367,505
7 商工費		977,119	2,787	979,906
	1 商工費	977,119	2,787	979,906
8 土木費		1,983,759	△155,120	1,828,639
	2 道路橋梁費	1,328,221	△160,551	1,167,670
	3 河川費	66,724	174	66,898
	4 港湾費	3,216	5,260	8,476
	5 都市計画費	530,851	△3	530,848
9 消防費		1,121,260	661	1,121,921
	1 消防費	1,121,260	661	1,121,921
10 教育費		2,551,580	32,625	2,584,205

第2表 繰越明許費補正

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 教育総務費	291,271	△530	290,741
	2 小学校費	933,956	25,789	959,745
	3 中学校費	263,893	4,512	268,405
	4 社会教育費	418,245	2,841	421,086
	5 保健体育費	644,215	13	644,228
11 災害復旧費		71,629	0	71,629
	1 公共土木施設災害復旧費	56,049	0	56,049
12 公債費		2,415,202	539	2,415,741
	1 公債費	2,415,202	539	2,415,741
歳 出 合 計		23,562,633	△24,430	23,538,203

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	公共施設空調設備整備事業	33,264
2 総務費	1 総務管理費	脱炭素先行地域推進事業	224,368
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍総合システム経費	6,765
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	証明書コンビニ交付サービス事業	1,881
3 民生費	2 児童福祉費	児童福祉事務費	2,717
3 民生費	2 児童福祉費	施設型給付費等申請クラウドシステム事業	3,047
3 民生費	2 児童福祉費	くじ子育て世帯物価高騰緊急対策支援金給付事業	14,571
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種対策事業	300
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	3,000
6 農林水産業費	3 水産業費	漁港整備事業〔補助〕	114,554
6 農林水産業費	3 水産業費	漁港整備事業〔単独〕	990
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修経費	8,593
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業〔補助〕	471,407
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業〔単独〕	12,300
8 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業〔補助〕	43,949
8 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業〔単独〕	35,105
8 土木費	3 河川費	河川改良事業〔単独〕	4,146
8 土木費	3 河川費	河川維持補修事業〔単独〕	23,305

款	項	事業名	金額
8 土木費	5 都市計画費	公園整備事業〔単独〕	千円 4,000
9 消防費	1 消防費	消防ポンプ自動車整備事業	14,400
9 消防費	1 消防費	災害対策事業	7,064
10 教育費	2 小学校費	学校維持補修経費	2,398
10 教育費	2 小学校費	久慈湊小学校移転改築事業	423,830
10 教育費	3 中学校費	学校維持補修経費	655
11 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業	21,959
11 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業	13,016

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
遠距離通学支援事業（小学校）	令和6年度	千円 10,056
遠距離通学支援事業（中学校）	令和6年度	6,409
文化会館改修事業	令和6年度から 令和7年度まで	140,932

第4表 地方債補正

(1) 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎地域持続的発展特別事業基金事業	千円 29,300	証書借入又は証券発行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(2) 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等整備事業	千円 35,500	証書借入又は証券発行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
防犯灯整備事業	41,500	同上	同上	同上
道路整備事業	476,100	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業	453,400	同上	同上	同上
現年発生単独災害復旧事業	41,300	同上	同上	同上
臨時財政対策債	142,600	同上	同上 <small>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</small>	同上

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 35,300	証書借入又は証券発行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
29,900	同上	同上	同上
394,300	同上	同上	同上
483,500	同上	同上	同上
43,100	同上	同上	同上
67,904	同上	同上 <small>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</small>	同上

一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
10 地方交付税	6,905,321	134,018	7,039,339
14 国庫支出金	5,120,145	△225,276	4,894,869
15 県支出金	1,544,569	△79,245	1,465,324
16 財産収入	39,495	15	39,510
17 寄附金	414,700	5,770	420,470
18 繰入金	1,048,393	223,534	1,271,927
20 諸収入	726,104	23,850	749,954
21 市債	1,482,100	△107,096	1,375,004
歳入合計	23,562,633	△24,430	23,538,203

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	194,101	0	194,101
2 総務費	4,093,360	△54,638	4,038,722
3 民生費	7,308,433	75,999	7,384,432
4 衛生費	1,715,179	94,804	1,809,983
5 労働費	46,938	△2,839	44,099
6 農林水産業費	1,069,073	△19,248	1,049,825
7 商工費	977,119	2,787	979,906
8 土木費	1,983,759	△155,120	1,828,639
9 消防費	1,121,260	661	1,121,921
10 教育費	2,551,580	32,625	2,584,205
11 災害復旧費	71,629	0	71,629
12 公債費	2,415,202	539	2,415,741
歳出合計	23,562,633	△24,430	23,538,203

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
△89,836	17,500	15	17,683
△103,555		614	178,940
△11,732			106,536
△271			△2,568
△14,187		5,290	△10,351
8,500		100	△5,813
△94,957	△81,800	5,170	16,467
△4,700		553	4,808
6,189	30,100	5,233	△8,897
	1,800		△1,800
			539
△304,549	△32,400	16,975	295,544

2 歳 入

10款 地方交付税

1項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	6,905,321	134,018	7,039,339
計	6,905,321	134,018	7,039,339

14款 国庫支出金

1項 国庫負担金

1 民生費負担金	2,116,020	△50,520	2,065,500
計	2,265,417	△50,520	2,214,897

14款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1 総務費補助金	1,752,145	△80,603	1,671,542
2 民生費補助金	175,772	△730	175,042
3 衛生費補助金	150,611	△5,866	144,745
4 土木費補助金	467,453	△94,957	372,496
5 教育費補助金	96,220	7,400	103,620
計	2,761,192	△174,756	2,586,436

15款 県支出金

1項 県負担金

1 民生費負担金	861,405	△10,053	851,352
計	862,195	△10,053	852,142

節		説 明	
区 分	金 額		千円
1 地方交付税	134,018	普通交付税	134,018

1 社会福祉	21,887	国民健康保険基盤安定制度	519
		特別障害者手当等給付費（3／4）	△1,080
		障害者自立支援給付費（1／2）	22,446
		国民健康保険産前産後保険料軽減制度	2
3 児童福祉	△22,999	子どものための教育・保育給付費負担金	△22,999
4 児童手当	△30,013	児童手当	△30,013
5 生活保護	△19,395	生活保護費（7.5／10）	△19,395

1 電子自治体	8,156	社会保障・税番号制度システム整備事業	8,156
2 地域活性化	3,241	デジタル田園都市国家構想交付金	△5,259
		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	8,500
3 エネルギー	△92,000	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	△92,000
1 社会福祉	445	障害者総合支援事業	445
2 児童福祉	△1,175	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	△2,633
		子ども・子育て支援交付金	376
		保育対策総合支援事業費補助金	1,082
1 環境衛生	△5,866	浄化槽設置整備事業（1／3）	△5,866
1 土木	△94,957	社会資本整備総合交付金（道路新設改良事業）	△15,355
		道路メンテナンス事業費補助	△76,595
		無電柱化推進事業費補助	83
		道路交通安全施設等整備事業費補助	△3,090
5 学校施設	7,400	社会資本整備総合交付金（緊急避難施設）	7,400

1 社会福祉	10,583	国民健康保険基盤安定制度	△641
		障害者自立支援給付費（1／4）	11,223
		国民健康保険産前産後保険料軽減制度	1
2 老人福祉	△1,853	後期高齢者医療基盤安定制度	△1,853
3 児童福祉	△8,387	子どものための教育・保育給付費負担金	△8,387
4 児童手当	△7,087	児童手当	△7,087
5 生活保護	△3,309	生活保護費（2.5／10）	△3,309

10款 地方交付税 14款 国庫支出金 15款 県支出金

15款 県支出金
2項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費補助金	78,190	△7,937	70,253
2 民生費補助金	251,696	△42,637	209,059
3 衛生費補助金	21,518	△5,866	15,652
5 農林水産業費補助金	195,688	△12,455	183,233
計	578,377	△68,895	509,482

15款 県支出金
3項 委託金

1 総務費委託金	93,064	△325	92,739
2 民生費委託金	83	28	111
計	103,997	△297	103,700

16款 財産収入
1項 財産運用収入

2 利子及び配当金	2,500	15	2,515
計	14,292	15	14,307

17款 寄附金
1項 寄附金

2 総務費寄附金	3,700	5,770	9,470
計	414,700	5,770	420,470

18款 繰入金
1項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	430,171	220,120	650,291
-------------	---------	---------	---------

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
4 地域経営推進費	△7,937	地域経営推進費	△7,937
1 社会福祉	25	子ども・妊産婦・重度心身障害者医療費審査手数料(1/2)	64
		小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業(1/2)	△25
		在宅重度障害者家族介護慰労手当支給事業(1/2)	△14
2 老人福祉	△45,267	介護施設等整備事業	△45,267
3 児童福祉	2,605	ひとり親家庭医療給付費(1/2)	858
		ひとり親家庭医療費審査手数料(1/2)	34
		子ども・子育て支援交付金	376
		子どものための教育・保育給付費補助金	1,842
		保育対策総合支援事業費補助金	270
		子育て応援在宅支援事業費補助金	△775
2 環境衛生	△5,866	浄化槽設置整備事業(1/3)	△5,866
2 農業振興	△8,196	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業	△2,520
		農業人材強化総合支援事業費	△1,500
		多面的機能支払交付金(3/4)	△2,665
		多面的機能支払推進交付金	△11
		新規就農者育成総合対策事業	△1,500
3 畜産振興	△4,783	畜産振興総合対策推進指導事業	△736
		いわて地域農業マスタープラン実践支援事業	△275
		草地畜産基盤整備費補助金	△3,772
4 林業振興	524	原木しいたけ新規参入支援事業	△297
		林道点検診断・保全整備事業	821

4 統計調査	△325	統計調査	△325
1 児童福祉	28	ひとり親世帯等実態調査事務	28

1 基金利子	15	地域コミュニティ振興基金利子	14
		企業版ふるさと納税基金利子	1

1 総務費寄附金	5,770	企業版ふるさと納税寄附金	5,770
----------	-------	--------------	-------

1 財政調整基金繰入金	220,120	財政調整基金繰入金	220,120
-------------	---------	-----------	---------

15款 県支出金 16款 財産収入 17款 寄附金 18款 繰入金

18款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 家畜導入事業資金供給事業基金繰入金	460	△460	0
11 介護保険高額サービス資金貸付基金繰入金	0	3,321	3,321
12 東日本大震災復興基金繰入金	0	553	553
計	1,048,393	223,534	1,271,927

20款 諸収入

3項 貸付金元利収入

1 貸付金元利収入	240,222	10,001	250,223
計	240,222	10,001	250,223

20款 諸収入

4項 雑入

4 雑入	481,344	13,849	495,193
計	481,844	13,849	495,693

21款 市債

1項 市債

1 総務債	83,600	17,500	101,100
4 土木債	543,000	△81,800	461,200
6 教育債	456,600	30,100	486,700
7 臨時財政対策債	142,600	△74,696	67,904
8 災害復旧債	53,800	1,800	55,600
計	1,482,100	△107,096	1,375,004

節		説明	千円
区分	金額		
1	家畜導入事業資金供給事業基金繰入金	家畜導入事業資金供給事業基金繰入金	△460
1	介護保険高額サービス資金貸付基金繰入金	介護保険高額サービス資金貸付基金繰入金	3,321
1	東日本大震災復興基金繰入金	東日本大震災復興基金繰入金	553

6	水産業振興	水産業振興対策事業資金貸付金	10,001
---	-------	----------------	--------

21	雑入	岩手県後期高齢者医療広域連合事務局等職員負担金	195
		地域文化施設公演事業	5,233
		自立支援給付費等	2,126
		後期高齢者医療給付費負担金返還金	126
		農業人材力強化総合支援事業補助金返還金	3,000
		新規就農者育成総合対策事業補助金返還金	2,250
		放課後児童健全育成事業費返還金	919

2	総務管理	公共施設等整備事業債	△200
		防犯灯整備事業債	△11,600
		過疎地域持続的発展特別事業基金事業債	29,300
1	道路橋梁	道路整備事業債	△81,800
1	文教施設	学校教育施設等整備事業債	30,100
1	臨時財政対策	臨時財政対策債	△74,696
1	現年災害	現年発生単独災害復旧事業債	1,800

3 歳 出

1 款 議会費 1 項 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	194,101	0	194,101				
計	194,101	0	194,101				

2 款 総務費 1 項 総務管理費

1 一般管理費	1,090,644	△17,130	1,073,514	183			△17,313
2 文書広報費	46,288	30	46,318	△270			300
5 財産管理費	734,594	41,722	776,316		△200		41,922
6 企画費	1,151,987	△67,913	1,084,074	△93,505	29,300	15	△3,723

節		区 分	金 額	説 明
千円	千円			
8 旅費	△235			議会事務局経費
10 需用費	9			(組替)
17 備品購入費	226			
				235

1 報酬	△3,839	支所及び行政区域整備審議会委員報酬	△23
2 給料	△5,781	会計年度任用職員給与費	△4,903
3 職員手当等	△4,393	特別職給与費	△714
4 共済費	14,726	職員給与費	△6,000
7 報償費	△625	退職手当特別負担金	15,837
8 旅費	△1,020	産休、病休代替等会計年度任用職員給与費	△3,599
10 需用費	△4,308	服務関連事務経費	△198
11 役務費	△22	職員研修経費	△1,480
12 委託料	△7,637	行政事務一般経費	△185
13 使用料及び賃借料	△575	国際交流事業費	△183
18 負担金、補助及び交付金	△3,656	総合行政情報システム経費 (財源更正)	3,690
		行政連絡区長経費	△279
		行政デジタル化推進事業費	△7,466
		新型コロナウイルス対策事業費	△4,308
		久慈広域連合総務負担金	△3,480
		岩手県安全運転管理者部会連合会負担金	△26
		岩手県自家用自動車協会久慈支部負担金	△23
		久慈市区長会補助金	△100
8 旅費	△106	広報発行及び広聴活動経費	△270
10 需用費	△499	文書事務経費	300
11 役務費	309		
12 委託料	△541		
17 備品購入費	867		
10 需用費	2,300	庁舎維持管理費	△4,730
11 役務費	△1,370	管財経費	△376
12 委託料	△4,897	車両管理経費	△346
14 工事請負費	△633	市債管理基金積立金	47,174
17 備品購入費	△846		
18 負担金、補助及び交付金	△6		
24 積立金	47,174		
3 職員手当等	△95	総合計画推進事業費	
4 共済費	21	(組替)	60
7 報償費	△230	地域おこし協力隊設置経費	

1 款 議会費 2 款 総務費

2款 総務費
1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
8 市民センター費	224,825	347	225,172				347
10 諸費	86,751	△13,230	73,521		△11,600		△1,630
計	3,357,420	△56,174	3,301,246	△93,592	17,500	15	19,903

2款 総務費
2項 徴税費

1 税務総務費	419,383	△1,700	417,683				△1,700
計	492,837	△1,700	491,137				△1,700

2款 総務費
3項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	77,945	3,581	81,526	4,081			△500
計	77,945	3,581	81,526	4,081			△500

2款 総務費
5項 統計調査費

2 基幹統計費	4,062	△345	3,717	△325			△20
---------	-------	------	-------	------	--	--	-----

区 分	金 額	説 明	
8 旅費	52	(組替)	千円 597
10 需用費	562	次世代EV等活用促進事業費	△235
11 役務費	△1,953	脱炭素先行地域推進事業費	△92,000
12 委託料	△2,875	久慈広域道の駅維持管理費	△4,753
13 使用料及び賃借料	△181	三陸鉄道運行支援事業負担金(財源更正)	1,222
15 原材料費	△146	公共交通燃油価格高騰対策支援金	△240
18 負担金、補助及び交付金	△92,383	地域コミュニティ振興基金積立金	14
		企業版ふるさと納税基金積立金	1
		過疎地域持続的発展特別事業基金積立金	29,300
24 積立金	29,315		
1 報酬	71	市民センター事業費	△49
3 職員手当等	△49	市民センター運営管理費	396
8 旅費	12		
10 需用費	564		
11 役務費	18		
12 委託料	△102		
13 使用料及び賃借料	△167		
7 報償費	△50	消費者行政推進事務経費	△267
8 旅費	△411	自衛官募集事務経費	△52
11 役務費	△2	防犯灯設置・維持管理経費	△12,911
12 委託料	△12,911		
17 備品購入費	144		

2 給料	△400	職員給与費	△1,700
3 職員手当等	△1,100		
4 共済費	△200		

2 給料	△250	職員給与費	△500
3 職員手当等	△100	戸籍総合システム経費	2,200
4 共済費	△150	証明書コンビニ交付サービス事業費	1,881
12 委託料	4,081		

1 報酬	△74	基幹統計調査経費	△345
------	-----	----------	------

2款 総務費
5項 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	9,179	△345	8,834	△325			△20

3款 民生費
1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	2,506,395	133,676	2,640,071	32,940			100,736
2 老人福祉費	1,334,472	△49,378	1,285,094	△47,120			△2,258
計	3,848,205	84,298	3,932,503	△14,180			98,478

3款 民生費
2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	489,904	9,382	499,286	892		614	7,876
-----------	---------	-------	---------	-----	--	-----	-------

節		説明	千円
区 分	金 額		
3 職員手当等	△105		
8 旅費	△31		
10 需用費	△56		
11 役務費	△79		

2 給料	△930	職員給与費	△1,850
3 職員手当等	△350	在宅重度障害者家族介護慰労手当給付費	△28
4 共済費	△491	障害児福祉手当給付費	△240
11 役務費	△50	特別障害者手当給付費	△1,200
12 委託料	681	子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付事業費	141
18 負担金、補助及び交付金	△2,754	社会福祉事務費	△3
		福祉タクシー事業費	△400
		小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費	△50
19 扶助費	41,975	障害者自立支援事業費	43,523
22 償還金、利子及び割引料	2,542	障害支援区分等認定審査運営経費	△50
		福祉バス運行事業費	79
		障害者福祉事務費	940
27 繰出金	93,053	社会福祉法人指導監督等事業費	△188
		久慈市社会福祉大会実行委員会補助金	△51
		国民健康保険特別会計事業協定繰出金	93,053
7 報償費	△700	敬老事業経費	△1,840
10 需用費	3,215	緊急通報体制支援事業費	△1,500
11 役務費	△417	山形老人福祉センター補修経費	528
12 委託料	△1,500	老人福祉施設維持管理費	2,821
18 負担金、補助及び交付金	△47,505	久慈広域連合介護保険負担金	2,055
		岩手県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金	△3,704
		介護施設等整備事業費補助金	△45,267
27 繰出金	△2,471	後期高齢者医療特別会計繰出金	△2,471

1 報酬	△1,900	代替保育士等会計年度任用職員給与費	△7,010
2 給料	△2,577	ひとり親家庭医療費給付事業費	1,788
3 職員手当等	△1,500	児童手当支給事務費	1
4 共済費	△830	児童福祉事務費	12,752
8 旅費	△203	母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費	156
12 委託料	70	児童虐待防止対策事業費	276
19 扶助費	1,718	児童福祉事業費	1,319
		子育て世帯への臨時特例給付金返還金	100

2款 総務費 3款 民生費

3 款 民生費
2 項 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
2 児童福祉運営費	2,162,352	△14,829	2,147,523	△67,948			53,119
3 児童福祉施設費	126,915	△716	126,199				△716
計	2,779,171	△6,163	2,773,008	△67,056		614	60,279

3 款 民生費
3 項 生活保護費

1 生活保護総務費	66,057	23,724	89,781	385			23,339
2 扶助費	615,000	△25,860	589,140	△22,704			△3,156
計	681,057	△2,136	678,921	△22,319			20,183

4 款 衛生費
1 項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	556,719	86,463	643,182				86,463
2 老人保健費	67,538	5,480	73,018				5,480
3 予防費	368,847	43,494	412,341				43,494

区 分	金 額	説 明	千円
22 償還金、利子及び割引料	14,604		
1 報酬	△25	子どものための教育・保育給付事業費	21,561
3 職員手当等	△1,040	児童手当〔扶助〕経費	△39,000
12 委託料	△1,518	子育てのための施設等利用給付事業費	232
18 負担金、補助及び交付金	1,153	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	△2,633
		子育て世帯生活支援特別給付金返還金	3,808
		病児保育事業費補助金	1,130
19 扶助費	△47,982	医療的ケア児保育支援補助金	1,623
22 償還金、利子及び割引料	34,583	子育て応援在宅育児支援給付金	△1,550
2 給料	△100	職員給与費	△1,400
3 職員手当等	△1,200	児童館運営費	684
4 共済費	△100		
10 需用費	684		

11 役務費	△2,328	生活保護法施行事務費	23,724
22 償還金、利子及び割引料	26,052		
19 扶助費	△25,860	生活保護法による扶助費	△25,860

2 給料	△500	職員給与費	△2,150
3 職員手当等	△1,500	元気の泉保健推進施設維持管理費	
4 共済費	△150	(組替)	209
10 需用費	209	養育医療給付事業費	1,033
11 役務費	△209	母子保健医療対策総合支援事業費	1,172
22 償還金、利子及び割引料	5,112	出産・子育て応援事業費	2,907
		国民健康保険特別会計直営診療施設勘定繰出金	83,501
27 繰出金	83,501		
12 委託料	5,480	健康増進事業費	5,480
8 旅費	58	感染症予防事業費	2,619
10 需用費	△58	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	
		(組替)	58
		新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金返還金	40,875

3 款 民生費 4 款 衛生費

4款 衛生費
1項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 環境衛生費	44,238	△20,654	23,584	△11,732			△8,922
計	1,037,342	114,783	1,152,125	△11,732			126,515

4款 衛生費
2項 清掃費

1 清掃総務費	677,837	△19,979	657,858				△19,979
計	677,837	△19,979	657,858				△19,979

5款 労働費
1項 労働諸費

1 労働諸費	37,314	△2,839	34,475	△271			△2,568
計	46,938	△2,839	44,099	△271			△2,568

6款 農林水産業費
1項 農業費

2 農業総務費	137,878	△4	137,874				△4
3 農業振興費	166,079	△1,610	164,469	△5,603		5,250	△1,257
4 畜産業費	82,856	△6,382	76,474	△5,253		△460	△669
5 農地費	23,695	△3,628	20,067	△2,676			△952

節		説 明	
区 分	金 額		千円
22 償還金、利 子及び割引 料	43,494		
18 負担金、補 助及び交付 金	△20,654	浄化槽設置整備事業費 漁業集落排水事業区域内浄化槽設置整備補助金	△17,598 △3,056

18 負担金、補 助及び交付 金	△19,979	久慈広域連合塵芥処理負担金 久慈広域連合し尿処理負担金	△4,970 △15,009
------------------------	---------	--------------------------------	-------------------

10 需用費	443	労政事務費	△347
11 役務費	△130	新卒者雇用支援奨励金交付事業費	△1,950
12 委託料	△673	若者の雇用定着推進事業費	△542
13 使用料及び 賃借料	△529		
18 負担金、補 助及び交付 金	△1,950		

12 委託料	△4	農村公園施設等維持管理費	△4
18 負担金、補 助及び交付 金	△6,110	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費 農業人材力強化総合支援事業費 新規就農者育成総合対策事業費	△3,777 1,500 750
22 償還金、利 子及び割引 料	4,500	菌床しいたけ生産燃油価格高騰対策臨時給付金	△83
18 負担金、補 助及び交付 金	△5,922	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費 畜産振興総合対策推進指導事業費補助金 畜産農家経営支援臨時給付金	△409 △1,271 △470
24 積立金	△460	草地畜産基盤整備事業費補助金 家畜導入事業資金供給事業基金積立金	△3,772 △460
8 旅費	△23	ふるさとの水と土保全事業費	
10 需用費	8	(組替)	4
12 委託料	△63	農地事務費	△63

4款 衛生費 5款 労働費 6款 農林水産業費

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	432,638	△11,624	421,014	△13,532		4,790	△2,882

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

1 林業総務費	33,575	1,040	34,615	821			219
2 林業振興費	226,795	△104	226,691	44			△148
計	260,370	936	261,306	865			71

6 款 農林水産業費

3 項 水産業費

1 水産業総務費	140,806	2,291	143,097				2,291
2 水産業振興費	41,235	△8,275	32,960	△1,520		500	△7,255
3 漁港管理費	5,069	△25	5,044				△25
4 漁港建設費	188,955	△2,551	186,404				△2,551
計	376,065	△8,560	367,505	△1,520		500	△7,540

7 款 商工費

1 項 商工費

1 商工総務費	213,432	△3,000	210,432				△3,000
2 商工業振興費	486,467	8,691	495,158	8,500			191
3 観光費	221,610	△2,904	218,706			100	△3,004

節		説明	千円
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	△3,554	多面的機能支払交付金	△3,565
24 積立金	4		

1 報酬	219	有害鳥獣捕獲事務経費	219
24 積立金	821	市債管理基金積立金	821
18 負担金、補助及び交付金	△104	原木しいたけ新規参入支援事業費補助金	△445
		林業燃油価格高騰対策支援事業費	341

18 負担金、補助及び交付金	△1,043	岩手県栽培漁業協会負担金	△1,043
		魚市場事業特別会計繰出金	3,334
27 繰出金	3,334		
18 負担金、補助及び交付金	△8,275	水揚強化活動支援事業補助金	△600
		巻網船水揚奨励事業費補助金	△5,000
		ギンザケ養殖施設リース補助金	△1,673
		漁業者燃油価格高騰対策臨時給付金	△770
		久慈地域「海の幸」販売拡大プロモーション補助金	△232
12 委託料	△25	漁村緑地広場維持管理費	△25
12 委託料	△190	漁港整備事業費〔単独〕	△2,551
16 公有財産購入費	△2,361		

2 給料	△150	職員給与費	△3,000
3 職員手当等	△2,850		
10 需用費	700	企業誘致推進費	△70
12 委託料	△439	観光交流センター維持管理費	700
18 負担金、補助及び交付金	8,430	久慈地区拠点工業団地環境整備事業費	△439
		市場機能回復支援給付金	8,500
1 報酬	△351	平庭高原スキー場維持管理費	3,090
10 需用費	2,950	観光客受入おもてなし整備事業費	△1,782
11 役務費	△867	あまちゃん放送10年記念事業費	△4,212

7款 商工費
1項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	977,119	2,787	979,906	8,500		100	△5,813

8款 土木費
2項 道路橋梁費

1 道路橋梁総務費	137,554	△600	136,954				△600
2 道路維持費	860,926	△108,693	752,233	△76,595	△51,900		19,802
3 道路新設改良費	329,741	△51,258	278,483	△18,362	△29,900	5,170	△8,166
計	1,328,221	△160,551	1,167,670	△94,957	△81,800	5,170	11,036

8款 土木費
3項 河川費

1 河川改良費	66,724	174	66,898				174
---------	--------	-----	--------	--	--	--	-----

節		説 明	千円
区 分	金 額		
12 委託料	△4,513	北三陸「あまちゃん」観光推進協議会負担金	
13 使用料及び賃借料	△123	(財源更正)	100

2 給料	△150	職員給与費	△600
3 職員手当等	△350		
4 共済費	△100		
2 給料	173	道路維持補修経費	20,623
3 職員手当等	400	車両管理経費	1,000
4 共済費	△400	道路維持補修事業費〔補助〕	△130,316
8 旅費	△253		
10 需用費	1,253		
13 使用料及び賃借料	20,500		
14 工事請負費	△232,851		
18 負担金、補助及び交付金	102,550		
21 補償、補填及び賠償金	△65		
8 旅費	△100	道路新設改良事業費〔補助〕	△34,928
10 需用費	△78	道路新設改良事業費〔単独〕	△16,330
12 委託料	△10,128	交通安全施設整備事業費	
14 工事請負費	△41,252	(財源更正)	28
16 公有財産購入費	△500		
18 負担金、補助及び交付金	1,250		
21 補償、補填及び賠償金	△450		

10 需用費	△100	河川改良事業費〔単独〕	174
12 委託料	△7,950	河川維持補修経費	
13 使用料及び賃借料	150	(組替)	150
14 工事請負費	4,509	河川維持補修事業費〔単独〕	
15 原材料費	△50	(組替)	7,950

8款 土木費
3項 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	66,724	174	66,898				174

8款 土木費
4項 港湾費

1 港湾管理費	3,216	5,260	8,476				5,260
計	3,216	5,260	8,476				5,260

8款 土木費
5項 都市計画費

1 都市計画総務費	53,901	△3	53,898				△3
4 公園費	37,624	0	37,624				
計	530,851	△3	530,848				△3

9款 消防費
1項 消防費

1 消防総務費	725,951	661	726,612				661
5 災害対策費	90,713	0	90,713	△4,700		553	4,147
計	1,121,260	661	1,121,921	△4,700		553	4,808

10款 教育費
1項 教育総務費

2 事務局費	217,889	△654	217,235				△654
5 教育研究指導費	67,054	124	67,178				124

節		区 分	金 額	説 明
18 負担金、補助及び交付金			3,615	

18 負担金、補助及び交付金		5,260	久慈港利用貨物拡大事業費補助金	5,260
----------------	--	-------	-----------------	-------

18 負担金、補助及び交付金		△3	岩手県都市計画街路事業促進協議会負担金	△3
7 報償費	△85	公園維持管理費 (組替)		382
10 需用費	△297			
12 委託料	303			
13 使用料及び賃借料	79			

18 負担金、補助及び交付金		661	久慈広域連合消防負担金	661
18 負担金、補助及び交付金		0	災害対策事業費 (財源更正)	△4,147
			自主防災組織資機材整備費等補助金	800
			避難施設整備費補助金	△800

1 報酬	56	教育支援委員会経費	△144	
3 職員手当等	△500	くじかがやきプラン事業費	△300	
18 負担金、補助及び交付金		△210	久慈地域生徒指導推進協議会負担金	△210
1 報酬	190	教育研究所運営費	35	
8 旅費	20	学校適応指導事業費	14	

8款 土木費 9款 消防費 10款 教育費

10款 教育費
1項 教育総務費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
計	291,271	△530	290,741				△530

10款 教育費
2項 小学校費

1 学校管理費	275,146	4,387	279,533				4,387
2 教育振興費	100,953	△1,410	99,543	△705			△705
3 学校建設費	557,857	22,812	580,669	7,400	30,100		△14,688
計	933,956	25,789	959,745	6,695	30,100		△11,006

10款 教育費
3項 中学校費

1 学校管理費	194,548	5,406	199,954				5,406
2 教育振興費	69,345	△894	68,451	△450			△444
計	263,893	4,512	268,405	△450			4,962

10款 教育費
4項 社会教育費

1 社会教育総務費	144,665	30	144,695				30
2 図書館費	67,923	△31	67,892	△56			25
3 文化会館費	181,488	2,512	184,000			5,233	△2,721

節		説明	千円
区 分	金 額		
11 役務費	14	校外施設学習経費	△100
13 使用料及び賃借料	△100	スクールソーシャルワーカー派遣事業費	175

2 給料	326	学校管理経費	1,178
4 共済費	5	学校維持補修経費	3,135
10 需用費	1,648	遠距離通学支援事業費	74
14 工事請負費	2,398		
18 負担金、補助及び交付金	10		
12 委託料	△1,410	情報処理教育振興事業費	△1,410
11 役務費	△700	久慈湊小学校移転改築事業費	22,812
14 工事請負費	23,512		

2 給料	571	学校管理経費	1,590
3 職員手当等	54	学校維持補修経費	1,757
4 共済費	405	遠距離通学支援事業費	779
10 需用費	2,441	中学校文化・体育大会参加補助金	1,280
14 工事請負費	655		
18 負担金、補助及び交付金	1,280		
12 委託料	△900	特別支援教育就学奨励費	6
22 償還金、利子及び割引料	6	情報処理教育振興事業費	△900

1 報酬	58	社会教育指導員経費	30
2 給料	△58	文化財保護事業費	
8 旅費	30	(組替)	58
2 給料	74	図書館運営管理費	81
3 職員手当等	7	図書館で行う子育て応援事業費	△112
10 需用費	△112		
10 需用費	2,434	文化会館運営管理費	2,434

10款 教育費

4項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 三船十段記念館費	24,169	330	24,499				330
計	418,245	2,841	421,086	△56		5,233	△2,336

10款 教育費

5項 保健体育費

1 保健体育総務費	56,682	13	56,695				13
計	644,215	13	644,228				13

11款 災害復旧費

1項 公共土木施設災害復旧費

1 道路橋梁災害復旧費	32,430	0	32,430		1,200		△1,200
2 河川災害復旧費	23,619	0	23,619		600		△600
計	56,049	0	56,049		1,800		△1,800

12款 公債費

1項 公債費

1 元金	2,332,539	11,518	2,344,057				11,518
2 利子	82,629	△10,979	71,650				△10,979
計	2,415,202	539	2,415,741				539

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
18 負担金、補助及び交付金	78	文化会館自主事業費 (財源更正)	5,233
		公立文化施設連絡協議会負担金	78
10 需用費	330	三船十段記念館運営管理費	330

2 給料	△200	職員給与費	△1,000
3 職員手当等	△534	スポーツ振興号管理経費	116
4 共済費	△150	生涯スポーツ全国大会等出場経費補助金	897
18 負担金、補助及び交付金	897		

		現年発生単独災害復旧事業費 (財源更正)	1,200
		現年発生単独災害復旧事業費 (財源更正)	600

22 償還金、利子及び割引料	11,518	地方債元金償還金	405
		地方債元金繰上償還金	11,113
22 償還金、利子及び割引料	△10,979	地方債利子償還金	△10,979

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与						共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)		寒地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)				計 (千円)
				年間支給率 (月分)							
補正後	長等	3		24,516	7,873 (3.35)	267	102	32,758	9,708	42,466	
	議員	20	74,052		23,692 (3.35)			97,744	22,940	120,684	
	その他の 特別職	1,937	110,444					110,444		110,444	
	計	1,960	184,496	24,516	31,565	267	102	240,946	32,648	273,594	
補正前	長等	3		24,516	7,873 (3.35)	267	102	32,758	10,422	43,180	
	議員	20	74,052		23,692 (3.35)			97,744	22,940	120,684	
	その他の 特別職	1,932	110,251					110,251		110,251	
	計	1,955	184,303	24,516	31,565	267	102	240,753	33,362	274,115	
比較	長等								△714	△714	
	議員										
	その他の 特別職	5	193					193		193	
	計	5	193					193	△714	△521	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(308) 349	352,931	1,369,707	887,847	2,610,485	731,840	3,342,325	
補正前	(310) 349	358,719	1,379,659	903,052	2,641,430	718,540	3,359,970	
比較	(△2)	△5,788	△9,952	△15,205	△30,945	13,300	△17,645	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたものを。

区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後	39,997	23,269	1,103	408	21,347
補正前	39,997	23,269	1,103	408	21,347	183,323
比較						△7,445
職員手当の内訳	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
補正後	29,497		21,666	573,840	842	
補正前	29,497		21,666	581,600	842	
比較				△7,760		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(6) 327		1,205,345	773,323	1,978,668	619,784	2,598,452	
補正前	(6) 327		1,212,095	785,568	1,997,663	604,297	2,601,960	
比 較	()		△ 6,750	△ 12,245	△ 18,995	15,487	△ 3,508	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたもの。

区 分	扶養手当	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	住居手当	超過勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	39,997	16,289	1,103	408	21,347	169,371
補正前	39,997	16,289	1,103	408	21,347	175,666
比 較						△ 6,295
区 分	特別調整額	管理職員特別 勤務手当	寒冷地手当	期末・勤勉手当	単身赴任手当	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	29,497		21,666	472,803	842	
補正前	29,497		21,666	478,753	842	
比 較				△ 5,950		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(302) 22	352,931	164,362	114,524	631,817	112,056	743,873	
補正前	(304) 22	358,719	167,564	117,484	643,767	114,243	758,010	
比 較	(△2)	△ 5,788	△ 3,202	△ 2,960	△ 11,950	△ 2,187	△ 14,137	

備考 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

区 分	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	期末手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	6,980			6,507	101,037
補正前	6,980			7,657	102,847
比 較				△ 1,150	△ 1,810

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		備 考
		増減分	増減分	
報 酬	△ 5,788	その他の増減分	△ 5,788	○実績見込みによる減
給 料	△ 9,952	その他の増減分	△ 9,952	○実績見込みによる減
職員手当	△ 15,205	その他の増減分	△ 15,205	○実績見込みによる減

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		備 考
		増減分	増減分	
給 料	△ 6,750	その他の増減分	△ 6,750	○実績見込みによる減
職員手当	△ 12,245	その他の増減分	△ 12,245	○実績見込みによる減

イ 会計年度任用職員

報 酬	△ 5,788	その他の増減分	△ 5,788	○実績見込みによる減
給 料	△ 3,202	その他の増減分	△ 3,202	○実績見込みによる減
職員手当	△ 2,960	その他の増減分	△ 2,960	○実績見込みによる減

地方債の前年度末における現在高及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
		当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円
1 総務債	1,466,223	101,100	104,073	1,463,250
2 民生債	72,653		30,325	42,328
3 衛生債	1,524,223		78,016	1,446,207
4 農林水産業債	1,731,145	106,600	226,423	1,611,322
5 商工債	1,752,842	18,600	57,887	1,713,555
6 土木債	2,996,646	461,200	508,051	2,949,795
7 消防債	136,766	77,300	34,671	179,395
8 教育債	1,887,764	486,700	366,660	2,007,804
9 災害復旧債	2,962,348	55,600	272,915	2,745,033
10 歳入欠かん債	1,301		1,301	
11 減収補てん債	45,827		3,484	42,343
12 住民税等減税補てん債	20,576		8,839	11,737
13 臨時財政対策債	6,700,528	67,904	651,412	6,117,020
合 計	21,298,842	1,375,004	2,344,057	20,329,789

議案第8号

令和5年度

久慈市国民健康保険 特別会計補正予算

(第 3 号)

令和5年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度久慈市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76,174千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,059,700千円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,846千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ160,964千円とする。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月22日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲一

事 業 勘 定

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 1	千円 87	千円 88
	1 国庫補助金	1	87	88
4 県支出金		3,043,086	△67,990	2,975,096
	1 県補助金	3,043,086	△67,990	2,975,096
7 繰入金		212,674	93,053	305,727
	1 一般会計繰入金	212,673	93,053	305,726
8 繰越金		1	133,187	133,188
	1 繰越金	1	133,187	133,188
9 諸収入		88,565	△82,163	6,402
	2 雑入	84,564	△82,163	2,401
歳入合計		3,983,526	76,174	4,059,700

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 40,277	千円 51	千円 40,328
	1 総務管理費	25,776	0	25,776
	2 徴税費	13,140	51	13,191
	3 運営協議会費	428	0	428
	4 趣旨普及費	933	0	933
2 保険給付費		2,849,639	0	2,849,639
	4 出産育児諸費	10,005	0	10,005
3 国民健康保険事業費納付金		1,021,818	0	1,021,818
	1 医療給付費	670,593	0	670,593
	2 後期高齢者支援金	254,053	0	254,053
	3 介護納付金	97,172	0	97,172
4 共同事業拠出金		5	0	5
	1 共同事業拠出金	5	0	5
5 保健事業費		46,933	0	46,933
	1 保健事業費	46,933	0	46,933
6 基金積立金		1	69,999	70,000
	1 基金積立金	1	69,999	70,000
8 諸支出金		20,803	6,124	26,927
	1 償還金及び還付金	6,251	7,411	13,662
	2 繰出金	14,552	△1,287	13,265
歳 出 合 計		3,983,526	76,174	4,059,700

事 業 勘 定
補 正 予 算 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 国庫支出金	1	87	88
4 県支出金	3,043,086	△67,990	2,975,096
7 繰入金	212,674	93,053	305,727
8 繰越金	1	133,187	133,188
9 諸収入	88,565	△82,163	6,402
歳入合計	3,983,526	76,174	4,059,700

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	40,277	51	40,328
2 保険給付費	2,849,639	0	2,849,639
3 国民健康保険事業費納付金	1,021,818	0	1,021,818
4 共同事業拠出金	5	0	5
5 保健事業費	46,933	0	46,933
6 基金積立金	1	69,999	70,000
8 諸支出金	20,803	6,124	26,927
歳出合計	3,983,526	76,174	4,059,700

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
4,322		30,606	△34,877
35			△35
△70,193		62,442	7,751
		5	△5
△780			780
			69,999
△1,287			7,411
△67,903		93,053	51,024

2 歳 入

3 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	1	52	53
2 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	0	35	35
計	1	87	88

4 款 県支出金

1 項 県補助金

1 保険給付費等交付金	3,043,086	△67,990	2,975,096
計	3,043,086	△67,990	2,975,096

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	212,673	93,053	305,726
計	212,673	93,053	305,726

8 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	1	133,187	133,188
計	1	133,187	133,188

9 款 諸取入

2 項 雑入

5 雑入	83,512	△82,163	1,349
計	84,564	△82,163	2,401

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	52	国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	52
1 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	35	健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	35

1 普通交付金	1,827	普通交付金	1,827
2 特別交付金	△69,817	保険者努力支援制度交付金	△1,396
		特別調整交付金	△67,979
		特定健康診査等負担金	△442

1 一般会計繰入金	93,053	保険基盤安定繰入金	△159
		その他一般会計繰入金	30,611
		財政安定化支援事業繰入金	62,601

1 繰越金	133,187	前年度繰越金	133,187
-------	---------	--------	---------

1 雑入	△82,163	雑入	△82,163
------	---------	----	---------

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 20,307	千円 0	千円 20,307	千円	千円	千円 17,318	千円 △17,318
2 連合会負担金	5,469	0	5,469			5,469	△5,469
計	25,776	0	25,776			22,787	△22,787

1 款 総務費

2 項 徴税费

1 賦課徴収費	10,303	46	10,349	2,135		7,467	△9,556
2 取納率向上特別対策費	2,837	5	2,842	2,187			△2,182
計	13,140	51	13,191	4,322		7,467	△11,738

1 款 総務費

3 項 運営協議会費

1 運営協議会費	428	0	428			352	△352
計	428	0	428			352	△352

2 款 保険給付費

4 項 出産育児諸費

1 出産育児一時金	10,000	0	10,000	35			△35
計	10,005	0	10,005	35			△35

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費

1 一般被保険者医療給付費分	670,592	0	670,592	△46,687		41,800	4,887
計	670,593	0	670,593	△46,687		41,800	4,887

節		区 分	金 額	説 明
	千円		千円	
				会計年度任用職員給与費 (財源更正) 2,881
				事務電算化共同処理手数料 (財源更正) 8,587
				その他一般管理費 (財源更正) 1,859
				国保システム経費 (財源更正) 3,991
				国保連負担金 (財源更正) 5,469

1 報酬	46	専門集金員報酬 国保税賦課事務経費 (財源更正) 3,273	46
		国保税徴収事務経費 (財源更正) 4,194	
1 報酬	5	取納率向上特別対策事業経費	5

		国保運営協議会委員報酬 (財源更正) 341	
		岩手県国保運営委員協議会負担金 (財源更正) 11	

		出産育児一時金 (財源更正) 35	
--	--	----------------------	--

		一般被保険者医療給付費分 (財源更正) 46,687	
--	--	-------------------------------	--

3款 国民健康保険事業費納付金
2項 後期高齢者支援金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	254,052	0	254,052	△17,284		16,306	978
計	254,053	0	254,053	△17,284		16,306	978

節		説明	千円
区分	金額		
		一般被保険者後期高齢者支援金等分 (財源更正)	17,284

3款 国民健康保険事業費納付金
3項 介護納付金

1 介護納付金分	97,172	0	97,172	△6,222		4,336	1,886
計	97,172	0	97,172	△6,222		4,336	1,886

		介護納付金分 (財源更正)	6,222
--	--	------------------	-------

4款 共同事業拠出金
1項 共同事業拠出金

1 共同事業拠出金	5	0	5			5	△5
計	5	0	5			5	△5

		共同事業拠出金 (財源更正)	5
--	--	-------------------	---

5款 保健事業費
1項 保健事業費

1 特定健康診査等事業費	42,324	0	42,324	△780			780
計	46,933	0	46,933	△780			780

		特定健康診査事業経費 (財源更正)	23
		特定保健指導事業経費 (財源更正)	803

6款 基金積立金
1項 基金積立金

1 財政調整基金積立金	1	69,999	70,000				69,999
計	1	69,999	70,000				69,999

24 積立金	69,999	財政調整基金積立金	69,999
--------	--------	-----------	--------

8款 諸支出金
1項 償還金及び還付金

3 償還金	1	7,411	7,412				7,411
計	6,251	7,411	13,662				7,411

22 償還金、利子及び割引料	7,411	精算返還金	7,411
----------------	-------	-------	-------

8款 諸支出金
2項 繰出金

1 直営診療施設勘定繰出金	14,552	△1,287	13,265	△1,287			
---------------	--------	--------	--------	--------	--	--	--

27 繰出金	△1,287	直営診療施設勘定繰出金	△1,287
--------	--------	-------------	--------

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	14,552	△1,287	13,265	△1,287			

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(14)	11,192		1,833	13,025	1,749	14,774	
補正前	(14)	11,141		1,833	12,974	1,749	14,723	
比 較	()	51			51		51	

備考 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたものを。

職員手当 の内訳	区 分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後					12
補正前					12	1,821
比 較						

直 営 診 療 施 設 勘 定

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	51	その他の 増減分	51	○実績見込みによる増	

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		千円 77,373	千円 △14,206	千円 63,167
	1 外来収入	62,207	△8,752	53,455
	2 その他の診療収入	15,166	△5,454	9,712
4 繰入金		14,554	82,214	96,768
	1 一般会計繰入金	1	83,501	83,502
	3 事業勘定繰入金	14,552	△1,287	13,265
5 諸収入		88,034	△87,854	180
	1 雑入	88,034	△87,854	180
歳入合計		180,810	△19,846	160,964

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 115,300	千円 △13,846	千円 101,454
	1 施設管理費	114,916	△13,846	101,070
2 医業費		58,650	△6,000	52,650
	1 医業費	58,650	△6,000	52,650
歳 出 合 計		180,810	△19,846	160,964

直 営 診 療 施 設 勘 定
補 正 予 算 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 診療収入	77,373	△14,206	63,167
4 繰入金	14,554	82,214	96,768
5 諸収入	88,034	△87,854	180
歳入合計	180,810	△19,846	160,964

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	115,300	△13,816	101,484
2 医業費	58,650	△6,000	52,650
歳出合計	180,810	△19,816	160,994

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
		△1,287	△12,559
			△6,000
		△1,287	△18,559

2 歳 入

1 款 診療収入

1 項 外来収入

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険診療報酬収入	9,092	△585	8,507
2 社会保険診療報酬収入	6,041	△218	5,823
3 後期高齢者診療報酬収入	35,951	△5,719	30,232
4 その他の診療報酬収入	1,355	△879	476
5 一部負担金収入	9,768	△1,351	8,417
計	62,207	△8,752	53,455

1 款 診療収入

2 項 その他の診療収入

1 諸検査等収入	15,166	△5,454	9,712
計	15,166	△5,454	9,712

4 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	1	83,501	83,502
計	1	83,501	83,502

4 款 繰入金

3 項 事業勘定繰入金

1 事業勘定繰入金	14,552	△1,287	13,265
計	14,552	△1,287	13,265

5 款 諸収入

1 項 雑入

1 雑入	88,034	△87,854	180
計	88,034	△87,854	180

節		説明	
区分	金額		
	千円	千円	
1 現年度分	△585	自国保外来収入	△585
1 現年度分	△218	社保外来収入	△218
1 現年度分	△5,719	後期高齢外来収入	△5,719
1 現年度分	△879	生保労災他国保互助会乳児等外来収入	△879
1 現年度分	△1,351	外来一部負担金	△1,351

1 現年度分	△5,454	その他検診料	△5,454
--------	--------	--------	--------

1 一般会計繰入金	83,501	一般会計繰入金	83,501
-----------	--------	---------	--------

1 事業勘定繰入金	△1,287	事業勘定繰入金	△1,287
-----------	--------	---------	--------

1 雑入	△87,854	雑入	△87,854
------	---------	----	---------

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 施設管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 114,916	千円 △13,846	千円 101,070	千円	千円	千円 △1,287	千円 △12,559
計	114,916	△13,846	101,070			△1,287	△12,559

2 款 医業費

1 項 医業費

3 医薬品衛生材料費	45,300	△6,000	39,300				△6,000
計	58,650	△6,000	52,650				△6,000

節		区 分	金 額	説 明
千円	千円			
1	報酬		△2,617	職員給与費
2	給料		△4,469	会計年度任用職員給与費
3	職員手当等		△3,876	
4	共済費		△2,884	

10	需用費		△6,000	医薬品衛生材料費
----	-----	--	--------	----------

補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(9) 5	23,949	21,946	11,879	57,774	13,119	70,893	
補正前	(9) 5	26,566	26,415	15,635	68,616	16,003	84,619	
比較	()	△ 2,617	△ 4,469	△ 3,756	△ 10,842	△ 2,884	△ 13,726	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

区分	扶養手当	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	住居手当	超過勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	348	1,041				465
補正前	834	1,200				965
比較	△ 486	△ 159				△ 500
区分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
補正後	514		303	9,208		
補正前	514		430	11,692		
比較			△ 127	△ 2,484		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	() 5		18,646	9,329	27,975	9,076	37,051	
補正前	() 5		23,234	12,785	36,019	11,340	47,359	
比較	()		△ 4,588	△ 3,456	△ 8,044	△ 2,264	△ 10,308	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたもの。

区分	扶養手当	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	住居手当	超過勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	348	825				465
補正前	834	966				965
比較	△ 486	△ 141				△ 500
区分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
補正後	514		303	6,874		
補正前	514		430	9,076		
比較			△ 127	△ 2,202		

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(9)	23,949	3,300	2,550	29,799	4,043	33,842	
補正前	(9)	26,566	3,181	2,850	32,597	4,663	37,260	
比較	()	△ 2,617	119	△ 300	△ 2,798	△ 620	△ 3,418	

備考 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

区分	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	期末手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	216				2,334
補正前	234				2,616
比較	△ 18				△ 282

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		その他の 増減分			
報 酬	△ 2,617	△ 2,617		○実績見込みによる減	
給 料	△ 4,469	△ 4,469		○実績見込みによる減	
職員手当	△ 3,756	△ 3,756		○実績見込みによる減	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		その他の 増減分			
給 料	△ 4,588	△ 4,588		○実績見込みによる減	
職員手当	△ 3,456	△ 3,456		○実績見込みによる減	

イ 会計年度任用職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		その他の 増減分			
報 酬	△ 2,617	△ 2,617		○実績見込みによる減	
給 料	119	119		○実績見込みによる増	
職員手当	△ 300	△ 300		○実績見込みによる減	

議案第9号

令和5年度

久慈市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第 1 号)

令和5年度久慈市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度久慈市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,028千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ396,875千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月22日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 125,043	千円 △2,471	千円 122,572
	1 一般会計繰入金	125,043	△2,471	122,572
4 繰越金		1	443	444
	1 繰越金	1	443	444
歳 入 合 計		398,903	△2,028	396,875

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 395,669	千円 △2,028	千円 393,641
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	395,669	△2,028	393,641
歳 出 合 計		398,903	△2,028	396,875

後期高齢者医療特別会計
補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 繰入金	125,043	△2,471	122,572
4 繰越金	1	443	444
歳入合計	398,903	△2,028	396,875

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 後期高齢者医療広域連合納付金	395,669	△2,028	393,641
歳出合計	398,903	△2,028	396,875

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
		△2,028	
		△2,028	

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金	125,043	△2,471	122,572
計	125,043	△2,471	122,572

4 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	1	443	444
計	1	443	444

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 一般会計繰入金	△2,471	保険基盤安定繰入金 △2,471

1 繰越金	443	前年度繰越金	443
-------	-----	--------	-----

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	395,669	△2,028	393,641			△2,028	
計	395,669	△2,028	393,641			△2,028	

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補 助及び交付 金	千円 △2,028	後期高齢者医療広域連合納付金 千円 △2,028

議案第10号

令和5年度

久慈市魚市場事業 特別会計補正予算

(第 3 号)

令和5年度久慈市魚市場事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度久慈市の魚市場事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,288千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月22日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 4,400	千円 2,640	千円 7,040
	1 使用料	4,400	2,640	7,040
3 繰入金		7,911	3,334	11,245
	1 一般会計繰入金	7,910	3,334	11,244
5 諸収入		6,474	△6,474	0
	1 雑入	6,474	△6,474	0
歳 入 合 計		18,788	△500	18,288

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 10,878	千円 △500	千円 10,378
	1 総務管理費	10,878	△500	10,378
歳 出 合 計		18,788	△500	18,288

魚市場事業特別会計
補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 使用料及び手数料	4,400	2,640	7,040
3 繰入金	7,911	3,334	11,245
5 諸収入	6,474	△6,474	0
歳入合計	18,788	△500	18,288

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	10,878	△500	10,378
歳出合計	18,788	△500	18,288

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			△500
			△500

2 歳 入

1 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 使用料	4,400	2,640	7,040
計	4,400	2,640	7,040

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	7,910	3,334	11,244
計	7,910	3,334	11,244

5 款 諸収入

1 項 雑入

1 雑入	6,474	△6,474	0
計	6,474	△6,474	0

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円	千円	
1 魚市場	2,640	市営魚市場使用料	2,640

1 一般会計繰入金	3,334	一般会計繰入金	3,334
-----------	-------	---------	-------

1 雑入	△6,474	雑入	△6,474
------	--------	----	--------

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 10,878	千円 △500	千円 10,378	千円	千円	千円	千円 △500
計	10,878	△500	10,378				△500

節		区 分	金 額	説 明
区 分	金 額			
2	給料	千円 △1	職員給与費	千円 △126
3	職員手当等	△62	魚市場運営管理費	△374
4	共済費	△63		
7	報償費	△374		
10	需用費	△700		
17	備品購入費	700		

補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	() 1		2,212	1,094	3,306	1,105	4,411	
補正前	() 1		2,213	1,136	3,349	1,168	4,517	
比 較	()		△ 1	△ 42	△ 43	△ 63	△ 106	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員。

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後	90	24				110
	補正前	90	24				151
	比 較						△ 41
	区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
	補正後				870		
	補正前				871		
	比 較				△ 1		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 1	その他の 増減分	△ 1	○実績見込みによる減	
職員手当	△ 42	その他の 増減分	△ 42	○実績見込みによる減	

議案第11号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年久慈市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項の前の見出し、同項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月22日提出

久慈市長 遠 藤 讓 一

提案理由

新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けた者の経過観察業務に従事する職員に対する防疫作業手当の特例を削除しようとするものである。

議案第12号

過疎地域持続的発展特別事業基金条例

(設置)

第1条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第14条第2項に規定する過疎地域持続的発展特別事業に要する経費の財源に充てるため、過疎地域持続的発展特別事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月22日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条第2項に規定する過疎地域持続的発展特別事業に要する経費の財源に充てるため、過疎地域持続的発展特別事業基金を設置しようとするものである。

議案第13号

東日本大震災復興基金条例を廃止する条例

東日本大震災復興基金条例（平成24年久慈市条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

提案理由

東日本大震災復興基金を廃止しようとするものである。

議案第14号

消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成18年久慈市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第2条中「860人」を「740人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月22日提出

久慈市長 遠 藤 讓 一

提案理由

消防団の効果的かつ効率的な運営のため、消防団員の定員を改めようとするものである。

議案第15号

介護保険高額サービス資金貸付基金条例を廃止する条例

介護保険高額サービス資金貸付基金条例（平成18年久慈市条例第65号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月22日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

提案理由

介護保険高額サービス資金貸付基金を廃止しようとするものである。

議案第16号

市営住宅等条例の一部を改正する条例

市営住宅等条例（平成18年久慈市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者」を「次に掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

ア 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者

イ 規則で定めるパートナーシップ又はファミリーシップの宣誓をしている者

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童

第6条第1項第2号中「アからオまで」を「アからカまで」に改め、同号ア中「又は第7号」を「、第7号又は第9号」に改め、同号イ中「入居者が60歳以上の者であり、かつ、」を「入居者及び」に改め、「又は18歳未満」を削り、同号ウ中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改め、同号オ中「アからエまで」を「アからオまで」に改め、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 入居者又は同居者が別居する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を扶養している場合 214,000円

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加え、同項に次の2号を加える。

(9) 妊娠中の者

(10) 別居する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を扶養している者

第40条第3項中「年5パーセント」を「法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入に伴い、入居資格要件の緩和

を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正等に伴う所要の改正をしようとするものである。

議案第17号

学校給食センター条例の一部を改正する条例

学校給食センター条例（平成18年久慈市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第1条の表久慈市山形地区学校給食センターの項を削る。

第7条の見出しを「（委員長及び副委員長）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

提案理由

久慈市山形地区学校給食センターを廃止するとともに、所要の整備をしようとするものである。

議案第18号

久慈市立久慈湊小学校移転改築造成工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

久慈市立久慈湊小学校移転改築造成工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年久慈市条例第50号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名 久慈市立久慈湊小学校移転改築造成工事
- 2 工事場所 久慈市旭町地内
- 3 契約金額 347,281,000円
- 4 受注者 住所 久慈市源道第13地割21番地
氏名 株式会社中塚工務店
代表取締役 中塚 邦幸

令和6年2月22日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

久慈市立久慈湊小学校移転改築造成工事の請負契約を締結しようとするものである。



建設工事請負契約書

- 1 工事名 久慈市立久慈湊小学校移転改築造成工事
- 2 工事場所 久慈市旭町地内
- 3 工期 議会の議決を受けた日から起算して5日以内から
令和6年3月31日まで
- 4 工事を施工しない日及び工事を施工しない時間帯の定め
 - (1) 定めあり (別紙特記仕様書等のとおり)
 - (2) 定めなし
- 5 請負代金額 金 347,281,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 31,571,000円)

適用税率	税抜	消費税額
10%適用	315,710,000円	31,571,000円

- 6 契約保証金 金 34,728,100円
- 7 建設発生土の搬出先等
 - (1) 搬出予定あり (建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。)
 - (2) 搬出予定なし
- 8 解体工事に要する費用等 別紙1のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別記条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

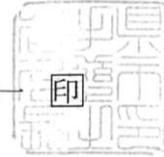


令和6年2月5日

登録番号 4000020032077

発注者 久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲一

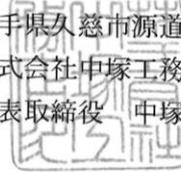


登録番号 6400001008005

受注者 住 所 岩手県久慈市源道第13地割21番地

氏 名 株式会社中塚工務店

代表取締役 中塚 邦幸



法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土木	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

(受注者の見積金額)

円(税込)

(注)解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

名 称 株式会社中塚工務店 リサイクルセンター

所在地 岩手県久慈市枝成沢18-127-1

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(受注者の見積金額)

1,500,000 円(税込)

議案第19号

久慈市過疎地域持続的発展計画の一部変更に関し議決を求めることについて

久慈市過疎地域持続的発展計画の一部を変更することに関し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

事業の追加に伴い、久慈市過疎地域持続的発展計画の一部を変更しようとするものである。

久慈市過疎地域持続的発展計画新旧対照表

頁	変更案	現 行															
7 頁	2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (3) 計画(令和3年度～令和7年度)	2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (3) 計画(令和3年度～令和7年度)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="297 376 589 443">事業名 (施設名)</th> <th data-bbox="589 376 1003 443">事業内容</th> <th data-bbox="1003 376 1182 443">事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="297 443 589 858">(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域間交流</td> <td data-bbox="589 443 1003 858">山村体験型交流事業</td> <td data-bbox="1003 443 1182 858">任意団体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 858 589 1436"><u>基金積立</u></td> <td data-bbox="589 858 1003 1436"><u>過疎地域持続的発展特別 事業基金積立事業</u></td> <td data-bbox="1003 858 1182 1436"><u>久慈市</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域間交流	山村体験型交流事業	任意団体	<u>基金積立</u>	<u>過疎地域持続的発展特別 事業基金積立事業</u>	<u>久慈市</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1200 376 1491 443">事業名 (施設名)</th> <th data-bbox="1491 376 1906 443">事業内容</th> <th data-bbox="1906 376 2085 443">事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1200 443 1491 858">(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域間交流</td> <td data-bbox="1491 443 1906 858">山村体験型交流事業</td> <td data-bbox="1906 443 2085 858">任意団体</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域間交流	山村体験型交流事業	任意団体
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体														
(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域間交流	山村体験型交流事業	任意団体															
<u>基金積立</u>	<u>過疎地域持続的発展特別 事業基金積立事業</u>	<u>久慈市</u>															
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体															
(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域間交流	山村体験型交流事業	任意団体															

頁	変更案	現 行																																					
12 頁	<p>3 産業の振興 (3) 計画(令和3年度～令和7年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="297 284 589 355">事業名 (施設名)</th> <th data-bbox="589 284 1003 355">事業内容</th> <th data-bbox="1003 284 1182 355">事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="297 355 589 1385" rowspan="5">(10) 過疎地域持続的発展特別事業</td> <td data-bbox="589 355 1003 579">第一次産業 日本短角種増頭対策事業</td> <td data-bbox="1003 355 1182 579">生産部会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="589 579 1003 722">優良種雄牛利用促進対策事業</td> <td data-bbox="1003 579 1182 722">農協等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="589 722 1003 834">短角牛振興事業</td> <td data-bbox="1003 722 1182 834">久慈市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="589 834 1003 1010">観光 闘牛素牛導入・飼育等闘牛活性化事業費補助金</td> <td data-bbox="1003 834 1182 1010">任意団体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="589 1010 1003 1137">山形町商店街活性化事業費補助金</td> <td data-bbox="1003 1010 1182 1137">商工会議所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 1137 589 1281"></td> <td data-bbox="589 1137 1003 1217">観光・交流イベント開催事業</td> <td data-bbox="1003 1137 1182 1217">任意団体等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 1281 589 1385">基金積立</td> <td data-bbox="589 1281 1003 1385">過疎地域持続的発展特別事業基金積立事業</td> <td data-bbox="1003 1281 1182 1385">久慈市</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	第一次産業 日本短角種増頭対策事業	生産部会	優良種雄牛利用促進対策事業	農協等	短角牛振興事業	久慈市	観光 闘牛素牛導入・飼育等闘牛活性化事業費補助金	任意団体	山形町商店街活性化事業費補助金	商工会議所		観光・交流イベント開催事業	任意団体等	基金積立	過疎地域持続的発展特別事業基金積立事業	久慈市	<p>3 産業の振興 (3) 計画(令和3年度～令和7年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1200 284 1491 355">事業名 (施設名)</th> <th data-bbox="1491 284 1906 355">事業内容</th> <th data-bbox="1906 284 2085 355">事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1200 355 1491 1385" rowspan="5">(10) 過疎地域持続的発展特別事業</td> <td data-bbox="1491 355 1906 579">第一次産業 日本短角種増頭対策事業</td> <td data-bbox="1906 355 2085 579">生産部会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1491 579 1906 722">優良種雄牛利用促進対策事業</td> <td data-bbox="1906 579 2085 722">農協等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1491 722 1906 834">短角牛振興事業</td> <td data-bbox="1906 722 2085 834">久慈市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 834 1491 1010">観光 闘牛素牛導入・飼育等闘牛活性化事業費補助金</td> <td data-bbox="1491 834 1906 1010">任意団体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1491 1010 1906 1137">山形町商店街活性化事業費補助金</td> <td data-bbox="1906 1010 2085 1137">商工会議所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 1137 1491 1281"></td> <td data-bbox="1491 1137 1906 1217">観光・交流イベント開催事業</td> <td data-bbox="1906 1137 2085 1217">任意団体等</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	第一次産業 日本短角種増頭対策事業	生産部会	優良種雄牛利用促進対策事業	農協等	短角牛振興事業	久慈市	観光 闘牛素牛導入・飼育等闘牛活性化事業費補助金	任意団体	山形町商店街活性化事業費補助金	商工会議所		観光・交流イベント開催事業	任意団体等
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																				
(10) 過疎地域持続的発展特別事業	第一次産業 日本短角種増頭対策事業	生産部会																																					
	優良種雄牛利用促進対策事業	農協等																																					
	短角牛振興事業	久慈市																																					
	観光 闘牛素牛導入・飼育等闘牛活性化事業費補助金	任意団体																																					
	山形町商店街活性化事業費補助金	商工会議所																																					
	観光・交流イベント開催事業	任意団体等																																					
基金積立	過疎地域持続的発展特別事業基金積立事業	久慈市																																					
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																					
(10) 過疎地域持続的発展特別事業	第一次産業 日本短角種増頭対策事業	生産部会																																					
	優良種雄牛利用促進対策事業	農協等																																					
	短角牛振興事業	久慈市																																					
	観光 闘牛素牛導入・飼育等闘牛活性化事業費補助金	任意団体																																					
	山形町商店街活性化事業費補助金	商工会議所																																					
	観光・交流イベント開催事業	任意団体等																																					

頁	変更案	現 行
29 頁	<p>13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p><u>①自然環境の保全</u></p> <p>久慈市と葛巻町にまたがる平庭高原は久慈・平庭県立自然公園に指定されており、豊かな四季の自然を生かしたエコツーリズムの拠点として、多くの観光客が訪れる観光資源となっている。特に、約 400ha に 30 万本以上のシラカバが生育する森林は、自然環境と文化的背景の相互作用により生み出された稀有な景観であるが、森林を形成しているシラカバの老齢化が進み倒木等が増加していることから、引き続き景観を維持していくためには適切な更新・管理が必要となる。</p> <p>令和 3 年度より、森林総合研究所や岩手大学、岩手県立大学と連携を図りシラカバ再生に向けた管理計画策定の基礎調査に取り組んでおり、引き続き景観の維持に向けた検討を進めていく必要がある。</p> <p><u>②休廃止した公共施設等の管理</u></p> <p><u>施設の老朽化や社会情勢の変化に伴い、使用されなくなった公共施設等が劣化した状態のまま残存している。人口減少などの影響により今後さらに公共施設等への需要の減少が見込まれることから、適切な管理と今後のあり方を検討していく必要がある。</u></p> <p>(2) その対策</p> <p><u>①自然環境の保全</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な下刈・枝打ち等の環境整備による良好な自然景観の確保 ・シラカバ林の景観維持に向けた調査・検討 <p><u>②休廃止した公共施設等の管理</u></p>	<p>13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>久慈市と葛巻町にまたがる平庭高原は久慈・平庭県立自然公園に指定されており、豊かな四季の自然を生かしたエコツーリズムの拠点として、多くの観光客が訪れる観光資源となっている。特に、約 400ha に 30 万本以上のシラカバが生育する森林は、自然環境と文化的背景の相互作用により生み出された稀有な景観であるが、森林を形成しているシラカバの老齢化が進み倒木等が増加していることから、引き続き景観を維持していくためには適切な更新・管理が必要となる。</p> <p>令和 3 年度より、森林総合研究所や岩手大学、岩手県立大学と連携を図りシラカバ再生に向けた管理計画策定の基礎調査に取り組んでおり、引き続き景観の維持に向けた検討を進めていく必要がある。</p> <p>(2) その対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な下刈・枝打ち等の環境整備による良好な自然景観の確保 ・シラカバ林の景観維持に向けた調査・検討

・活用見込のない休廃止した公共施設の除却等による適正な管理

(3) 計画(令和3年度～令和7年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
(1) 自然環境の保全	平庭高原日本一の白樺美林再生事業	久慈市
(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	公共施設等除却事業	久慈市
	過疎地域持続的発展特別 事業基金積立事業	久慈市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合(久慈市公共施設等総合管理計画より抜粋)

(第3章 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方)

今後の財政状況や人口構造に見合った施設配置に努め、老朽化施設の統廃合や類似施設の複合化・集約化に取り組むことで施設保有量の適正化を図っていきます。

(3) 計画(令和3年度～令和7年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
自然環境の保全	平庭高原日本一の白樺美林再生事業	久慈市

頁	変更案	現 行															
30 頁	<p>事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分</p> <p>1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</p> <table border="1" data-bbox="302 284 1173 1385"> <thead> <tr> <th data-bbox="302 352 589 419">事業名 (施設名)</th> <th data-bbox="589 352 1003 419">事業内容</th> <th data-bbox="1003 352 1173 419">事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="302 419 589 1118">(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域間交流</td> <td data-bbox="589 419 1003 1118"> <p>山村体験型交流事業</p> <p>①事業内容 日本短角種の主要な販売先である消費者団体の会員等を対象とした交流事業の実施。</p> <p>②事業の必要性 安全・安心な農産物や農山村の持つ魅力等を消費者に直接PRする機会であり、販売網の確保は農家の経営安定化や第一次産業の振興に資する。</p> <p>③事業効果 地場製品の販路拡大や農家の経営安定化及び意欲増進に資する取組みであり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。</p> </td> <td data-bbox="1003 419 1173 1118">任意団体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="302 1118 589 1385">基金積立</td> <td data-bbox="589 1118 1003 1385"> <p><u>過疎地域持続的発展特別事業基金積立事業</u></p> <p><u>地域資源の活用による産業の活性化等、独自性のある持続可能な地域づくりを継続的に推進し、地域の持続的発展を図るため、基金を積み立てる。</u></p> </td> <td data-bbox="1003 1118 1173 1385">久慈市</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域間交流	<p>山村体験型交流事業</p> <p>①事業内容 日本短角種の主要な販売先である消費者団体の会員等を対象とした交流事業の実施。</p> <p>②事業の必要性 安全・安心な農産物や農山村の持つ魅力等を消費者に直接PRする機会であり、販売網の確保は農家の経営安定化や第一次産業の振興に資する。</p> <p>③事業効果 地場製品の販路拡大や農家の経営安定化及び意欲増進に資する取組みであり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。</p>	任意団体	基金積立	<p><u>過疎地域持続的発展特別事業基金積立事業</u></p> <p><u>地域資源の活用による産業の活性化等、独自性のある持続可能な地域づくりを継続的に推進し、地域の持続的発展を図るため、基金を積み立てる。</u></p>	久慈市	<p>事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分</p> <p>1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</p> <table border="1" data-bbox="1205 284 2076 1098"> <thead> <tr> <th data-bbox="1205 352 1491 419">事業名 (施設名)</th> <th data-bbox="1491 352 1906 419">事業内容</th> <th data-bbox="1906 352 2076 419">事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1205 419 1491 1098">(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域間交流</td> <td data-bbox="1491 419 1906 1098"> <p>山村体験型交流事業</p> <p>①事業内容 日本短角種の主要な販売先である消費者団体の会員等を対象とした交流事業の実施。</p> <p>②事業の必要性 安全・安心な農産物や農山村の持つ魅力等を消費者に直接PRする機会であり、販売網の確保は農家の経営安定化や第一次産業の振興に資する。</p> <p>③事業効果 地場製品の販路拡大や農家の経営安定化及び意欲増進に資する取組みであり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。</p> </td> <td data-bbox="1906 419 2076 1098">任意団体</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域間交流	<p>山村体験型交流事業</p> <p>①事業内容 日本短角種の主要な販売先である消費者団体の会員等を対象とした交流事業の実施。</p> <p>②事業の必要性 安全・安心な農産物や農山村の持つ魅力等を消費者に直接PRする機会であり、販売網の確保は農家の経営安定化や第一次産業の振興に資する。</p> <p>③事業効果 地場製品の販路拡大や農家の経営安定化及び意欲増進に資する取組みであり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。</p>	任意団体
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体															
(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域間交流	<p>山村体験型交流事業</p> <p>①事業内容 日本短角種の主要な販売先である消費者団体の会員等を対象とした交流事業の実施。</p> <p>②事業の必要性 安全・安心な農産物や農山村の持つ魅力等を消費者に直接PRする機会であり、販売網の確保は農家の経営安定化や第一次産業の振興に資する。</p> <p>③事業効果 地場製品の販路拡大や農家の経営安定化及び意欲増進に資する取組みであり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。</p>	任意団体															
基金積立	<p><u>過疎地域持続的発展特別事業基金積立事業</u></p> <p><u>地域資源の活用による産業の活性化等、独自性のある持続可能な地域づくりを継続的に推進し、地域の持続的発展を図るため、基金を積み立てる。</u></p>	久慈市															
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体															
(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域間交流	<p>山村体験型交流事業</p> <p>①事業内容 日本短角種の主要な販売先である消費者団体の会員等を対象とした交流事業の実施。</p> <p>②事業の必要性 安全・安心な農産物や農山村の持つ魅力等を消費者に直接PRする機会であり、販売網の確保は農家の経営安定化や第一次産業の振興に資する。</p> <p>③事業効果 地場製品の販路拡大や農家の経営安定化及び意欲増進に資する取組みであり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。</p>	任意団体															

頁	変更案	現 行		
32 頁	事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分			
	2 産業の振興			
	事業名 (施設名)	事業内容	事業名 (施設名)	事業内容
<p>(10) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>観光</p> <p>基金積立</p>	<p>観光・交流イベント開催事業</p> <p>①事業内容 平庭高原における闘牛大会・つつじまつり、スキー場まつり等の観光・交流イベントの実施</p> <p>②事業の必要性 平庭高原のPRやイメージアップにつながり、観光振興や自然公園の利用促進等に資する。</p> <p>③事業効果 平庭高原は山形町の代表的な観光資源であり、誘客確保は地場産業の振興にも資するものであり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。</p> <p><u>過疎地域持続的発展特別事業基金積立事業</u></p> <p><u>地域資源の活用による産業の活性化等、独自性のある持続可能な地域づくりを継続的に推進し、地域の持続的発展を図るため、基金を積み立てる。</u></p> <p>任意団体等</p> <p>久慈市</p>	<p>(10) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>観光</p>	<p>観光・交流イベント開催事業</p> <p>①事業内容 平庭高原における闘牛大会・つつじまつり、スキー場まつり等の観光・交流イベントの実施</p> <p>②事業の必要性 平庭高原のPRやイメージアップにつながり、観光振興や自然公園の利用促進等に資する。</p> <p>③事業効果 平庭高原は山形町の代表的な観光資源であり、誘客確保は地場産業の振興にも資するものであり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。</p> <p>任意団体等</p>	

久慈市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度から令和7年度)



令和3年9月策定
令和6年3月改訂
岩手県久慈市

目 次

1	基本的な事項	
(1)	久慈市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
(3)	行財政の状況	4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	5
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	6
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	6
(7)	計画期間	6
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	6
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	7
(2)	その対策	7
(3)	計画	7
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	8
(2)	その対策	9
(3)	計画	11
(4)	産業振興促進事項	12
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	12
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	14
(2)	その対策	14
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	15
(2)	その対策	15
(3)	計画	16
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	16
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	18
(2)	その対策	18
(3)	計画	19
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	19
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	20
(2)	その対策	20
(3)	計画	20
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	21
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	22
(2)	その対策	22
(3)	計画	22

(4) 公共施設等総合管理計画との整合	22
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	23
(3) 計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	24
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	26
(3) 計画	26
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	27
(3) 計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	27
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	28
(3) 計画	28
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	29
(3) 計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	29
事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	30

1 基本的な事項

(1) 久慈市の概況

久慈市は岩手県北東部に位置し、東側は太平洋に面し海岸段丘が続いており、海岸部は三陸復興国立公園に指定されている。西側は、標高1,000m級の山嶺を有する北上高地の北端に位置し、東流する久慈川・長内川などの河川による開析で急峻な峡谷が形成されている。

気象は、太平洋に面していることもあり、海洋性気候の影響を受ける。夏期は、ヤマセ（偏東風）の影響を受けることが多く比較的冷涼な気候で、冬期は比較的温暖であるが北西の季節風が強く、春先にはフェーン現象も見られる。年間降水量は1,000から1,500mm程度と県内でも比較的少なく、全体的に降雪量も少ないが、西側の山間部では多雪地区もあり春先の大雪や晩霜により農作物への被害を受けることがある。

久慈市は古くから琥珀の産地として知られ、産出する琥珀は装飾品などとして遠く近畿地方の遺跡からも出土している。江戸時代には、八戸藩と盛岡藩の境界に位置し、たたら製鉄や馬産が盛んで、海産物などとともに主要な産品となっている。明治に入ると、九戸県、八戸県、江刺県、盛岡県と変転し、明治5年に岩手県の所属となった。明治22年4月の町村制施行に伴い、南九戸郡に所属する久慈町、長内村、大川目村、夏井村、山根村、宇部村及び山形村と、北九戸郡に所属する侍浜村が誕生し、昭和29年に長内町（長内村が昭和27年町制施行）など2町5村が合併して旧久慈市が誕生した。平成18年3月6日に旧久慈市と旧山形村が合併し新たな久慈市となった。

交通インフラは、主要な幹線道路として一般国道45号、281号、395号及び八戸久慈自動車道があり、県庁所在地である盛岡市まで約110kmの距離にある。公共交通は、JRバス及び岩手県北バスが久慈盛岡間を連絡しており、南北に走るJR八戸線及び三陸鉄道リアス線とともに市民の通勤・通学等に利用されている。

産業構造は、平成27年では第三次産業の就業人口の割合が62.2%と最も高く、次いで第二次産業が28.4%、第一次産業が9.4%となっている。

過疎法で公示された旧市町村は、山形町（旧山形村）区域が対象地域となっている。山形町は市の西部に位置し、北は軽米町、洋野町、西は九戸村、南は岩泉町、葛巻町の5町村に接している。西側には標高1,000m級の山々が連なり、地域の70%が標高400m以上の高地、さらにその86%が傾斜度20度以上の急傾斜地となっている。

山形町では、昭和45年施行の過疎地域対策緊急措置法、昭和55年施行の過疎地域振興特別措置法、平成2年施行の過疎地域活性化特別措置法及び平成12年施行の過疎地域自立促進特別措置法により、過疎地域の指定を受け、計画に基づき社会資本の整備や産業振興など過疎対策事業に取り組んできた。これらの対策の結果、住民福祉は着実な向上がみられたが、依然として人口減少に歯止めがかからず、過疎化及び少子高齢化が進展している状況にある。

山形町の主要産業は農林業であるが、高齢化や後継者不足等の課題を抱えており、第一次産業の就業人口比率は昭和35年の82.1%から平成27年は37.6%に低下している。このため、生産・流通体制の強化や基盤整備、新たな経営方式の導入等により生産性や収益性の向上を図り、新たな担い手の育成に努めていく必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

山形町の人口は昭和35年の7,311人をピークに、高度経済成長や燃料革命による木炭産業の衰退、さらには雇用機会に恵まれないことなどを理由に都市部への流出が続き、平成27年には2,525人と65.5%の減少となっている。特に0歳～14歳が92.6%減少する一方で、65歳以上は164.4%増加し、高齢者比率は5.3%から40.3%へと上昇している。また、令和3年3月31日現在の住民基本台帳人口は、55歳以上の人口比が61.8%となり準限界集落（55歳以上の人口比50%以上）に該当する地域になっている。

就業人口は昭和35年の3,527人から平成27年には1,243人となり64.8%の減少となっている。産業別人口比率は第一次産業の就業人口が37.6%、第三次産業が37.2%、第二次産業が25.2%の順となっている。市全域と比較しても農林業を含む第一次産業の割合が大きいですが、昭和35年の82.1%からは大きく比率を減じている。

表1-1(1)-①人口の推移（国勢調査）【山形町】

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	人 7,311	人 5,073	% △ 30.6	人 4,015	% △ 20.9	人 3,132	% △ 22.0	人 2,525	% △ 19.4	
0歳～14歳	3,173	1,496	△ 52.9	789	△ 47.3	367	△ 53.5	235	△ 36.0	
15歳～64歳	3,753	3,095	△ 17.5	2,532	△ 18.2	1,688	△ 33.3	1,272	△ 24.6	
うち15歳～29歳(a)	1,564	992	△ 36.6	582	△ 41.3	374	△ 35.7	214	△ 42.8	
65歳以上(b)	385	482	25.2	694	44.0	1,077	55.2	1,018	△ 5.5	
(a)/総数 若年者比率	% 21.4	% 19.6	-	% 14.5	-	% 11.9	-	% 8.5	-	
(b)/総数 高齢者比率	% 5.3	% 9.5	-	% 17.3	-	% 34.4	-	% 40.3	-	

表1-1(1)-②人口の推移（国勢調査）【市全域】

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 45,025	人 43,195	% △ 4.1	人 42,758	% △ 1.0	人 39,141	% △ 8.5	人 35,576	% △ 9.1
0歳～14歳	17,892	12,505	△ 30.1	9,282	△ 25.8	6,165	△ 33.6	4,505	△ 26.9
15歳～64歳	24,794	27,249	9.9	27,930	2.5	23,686	△ 15.2	20,544	△ 13.3
うち15歳～29歳(a)	10,558	9,920	△ 6.0	7,827	△ 21.1	5,651	△ 27.8	4,229	△ 25.2
65歳以上(b)	2,339	3,441	47	5,546	61.2	9,290	67.5	10,527	13.3
(a)/総数 若年者比率	% 23.4	% 23.0	-	% 18.3	-	% 14.4	-	% 11.9	-
(b)/総数 高齢者比率	% 5.2	% 8.0	-	% 13.0	-	% 23.7	-	% 29.6	-

表1-1(2)-①人口の見通し（人口ビジョン）

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計

	H27(2015)	R2(2020)	R7(2025)	R12(2030)	R17(2035)	R22(2040)	R27(2045)
山形町	2,525人	2,309人	2,091人	1,883人	1,696人	1,517人	1,340人
全域	35,642人	33,925人	32,085人	30,145人	28,166人	26,111人	23,950人

表1-1(2)-②人口の見通し（人口ビジョン）

久慈市独自設定による将来人口推計

	H27(2015)	R2(2020)	R7(2025)	R12(2030)	R17(2035)	R22(2040)	R27(2045)
山形町	2,525人	2,308人	2,094人	1,891人	1,715人	1,550人	1,385人
全域	35,642人	33,928人	32,215人	30,380人	28,565人	26,747人	24,841人

表1-1(3)-①産業別人口の動向（国勢調査）【山形町】

区分	単位	昭和35年	昭和50年	平成2年	平成17年	平成27年
総数	人	3,527	2,377	1,978	1,559	1,243
増減率	%	-	△ 32.6	△ 16.8	△ 21.2	△ 20.3
就業人口比率						
第一次産業	%	82.2	65.8	49.9	38.8	37.6
第二次産業	%	7.1	12.6	23.7	25.1	25.2
第三次産業	%	10.7	21.6	26.4	36.1	37.2

表1-1(3)-②産業別人口の動向（国勢調査）【市全域】

区分	単位	昭和35年	昭和50年	平成2年	平成17年	平成27年
総数	人	20,599	19,386	20,158	17,962	17,134
増減率	%	-	△ 5.9	4.0	△ 10.9	△ 4.6
就業人口比率						
第一次産業	%	61.7	35.2	19.2	12.0	9.4
第二次産業	%	14.4	27.0	34.7	29.0	28.4
第三次産業	%	23.9	37.8	46.1	49.0	62.2

(3) 行財政の状況

平成18年の市村合併後、山形町には山形総合支所を置き地域の総合窓口を担うほか、本庁各部局との連携を図りながら、多様化する行政需要に応えられる体制づくりに努めている。近年、行政に対するニーズは高度化・複雑化し、価値観やライフスタイルの多様化によりその傾向は一層強まることが予想される一方、人口減少や少子高齢化により行財政負担の軽減・効率化が求められている。このことから、全庁的に利用可能なシステムの構築やICT技術の活用推進により、業務の効率化と行政サービスの向上に努めている。

令和元年度の久慈市の財政状況は、財政力指数0.42、経常収支比率95.7%、実質公債費比率は14.2%、将来負担比率は132.8%となっている。財政の健全化を図るため、債権管理体制の強化、市有財産の有効活用、ふるさと納税の取り組み拡大などにより新たな自主財源の確保に努めるとともに、予算の編成にあっては、最小経費で最大の効果を発揮することを徹底し、選択と集中による投資を進め、市債の発行を抑制することで次世代の負担を減らすなど、将来にわたって持続可能な行財政構造を構築し、健全な財政運営に努める必要がある。

表1-2(1) 財政の状況（地方財政状況調）

（単位：千円）

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	20,181,460	26,507,852	25,175,094
一般財源	12,870,550	13,878,128	13,193,826
国庫支出金	2,656,824	4,158,738	4,043,829
県支出金	1,837,001	2,111,045	1,827,398
地方債	1,064,417	835,800	1,396,300
うち過疎債	71,100	105,200	37,800
その他	1,752,668	5,524,141	4,713,741
歳出総額 B	19,486,302	24,713,996	23,220,882
義務的経費	9,316,886	9,748,453	9,669,620
投資的経費	2,804,378	6,525,700	4,043,880
うち普通建設事業	2,642,006	5,127,947	2,919,344

その他	7,365,038	8,439,843	9,507,382
過疎対策事業費	357,434	408,198	516,881
歳入歳出差引額 C (A - B)	695,158	1,793,856	1,954,212
翌年度へ繰越すべき財源 D	124,838	873,597	763,901
実質収支 C - D	570,320	920,259	1,190,311
財政力指数	0.39	0.4	0.42
公債費負担比率	19.4 %	16.6 %	15.6 %
実質公債費比率	15.8 %	14.2 %	14.2 %
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	80.2 %	91.9 %	95.7 %
将来負担比率	167.2 %	134.2 %	132.8 %
地方債現在高	27,173,259	25,216,383	22,493,685

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	単位	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市道						
改良率	%	60.3	56.6	68.3	58.1	60.6
舗装率	%	31.7	43.4	55.7	57.0	59.5
農道						
延長	m	26,986	15,357	16,117	17,152	16,561
耕地 1ha 当り農道延長	m	32.4	18.5	13	-	-
林道						
延長	m	78,787	91,018	105,243	200,021	201,707
林野 1ha 当り林道延長	m	9.9	7.5	6.5	13.0	12.9
水道普及率	%	51.5	50.1	49.4	93.04	98.6
水洗化率	%	-	-	-	30.8	48.84
人口千人当り病床数	床	3.8	4.5	5.3	18.2	19.2

※昭和55年度末～平成12年度末は旧山形村、平成22年度末以降は久慈市全域の状況

(4) 地域の持続的発展の基本方針

行政と市民が一体となり、住み慣れた地域で快適な生活を享受でき、活力と笑顔あふれる久慈市を創造するため、まちづくりの基本理念を「子どもたちに誇れる笑顔日本一のまち 久慈」と定めている。

この理念に基づき、地域を支える人材の育成・確保、地域の有する歴史的・文化的・自然的な資源の継承、生活の基盤となる社会資本整備や雇用の確保などの取組に

より地域の魅力を高め、地域社会を持続可能なものとしていくため、久慈市総合計画に基づき、かつ住民が参画し策定する地域の将来ビジョンとの整合を図りながら長期的、中期的視点のもと総合的に施策を推進していくものとする。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

●人口に関する目標

人口減少の抑制を図ることとし、人口に関する目標を次のとおり設定する。

	令和2年度（基準値）	令和7年度	減少率
山形町の人口	2,352人	2,094人	10.9%

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取組みは、久慈市総合計画の進捗管理と併せて毎年度ヒアリング等を実施し、PDCAに基づく効果検証等を実施する。また、毎年度実施する市民アンケートにより、分野別の施策に係る満足度の確認を図ることとする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

久慈市公共施設等総合管理計画（平成27年8月）では、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととしており、本計画における各種取組の推進に際しては、同計画で示された方針と整合を図るものとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

山形町では長年、東京の消費者団体である「大地を守る会」に短角牛の産直方式による出荷を実施しており、昭和58年から生産者と流通担当者、消費者の交流活動を継続的に行っている。また、体験型観光を推進しており、体験学習や農家民泊等の設備や体制を整備して修学旅行等の受け入れを行い、交流人口の拡大を図ってきた。

地域の持続的な発展に向けては、地域を担う人材を育成し魅力ある地域づくりを進めるとともに、これまでの交流活動を端緒とした定住人口の拡大を図るため、移住やUターン希望者に対する支援策の拡充や、移住定住希望者が一定期間滞在できるお試し暮らし住宅の活用等を図る必要がある。

(2) その対策

- ・都市と農村の共生交流に向けた各種交流活動等の推進
- ・体験型観光の推進
- ・闘牛文化の保存・継承による交流人口拡大と地域活性化の推進
- ・地域を担う人材の育成、魅力ある地域づくりの推進

(3) 計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	(2)地域間交流	農家民泊整備推進事業	久慈市
		体験学習等受入促進事業	久慈市
	(4)過疎地域持続的発展 特別事業	山村体験型交流事業	任意団体
	基金積立	過疎地域持続的発展特別事業基金積立 事業	久慈市

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農業

山形町における農業従事者数は減少しており、耕作面積も減少傾向にある。耕地は山間に点在し、経営耕地面積1ha未満の小規模零細経営の農家が過半数を占めている。加えて春から夏にかけてヤマセが発生し、冷涼でしばしば遅霜に襲われるなど気象条件の影響を受けやすくなっている。少ない耕地を活用した土地集約型農業の推進を図るべく、昭和57年度より夏季冷涼な気象条件を活用したパイプハウスによるハウレンソウ栽培を推進し、平成10年度に販売額約3億円を達成するなどの成果を得たが、近年は高齢化等により農家数が減少しており担い手の確保も課題となっている。

畜産を取り巻く情勢は、飼養農家の高齢化や後継者不足が深刻化する中、飼料や資材価格の高止まり等により先行きが不透明な状況におかれている。一方で、消費者の食に対する関心が高まりから「良質で安全・安心な畜産物」の生産が求められており、日本短角種を国産飼料を中心に肥育したブランド牛である「山形村短角牛」は、東京の消費者団体である「大地を守る会」に産直方式で出荷するなど「安全・安心・ヘルシー」な牛肉として一定の評価を獲得している。しかし、繁殖農家の減少や黒毛和種への転換等の影響を受け、肥育素牛の確保が困難となってきていることから、農家内一貫生産を推進するための規模拡大・施設整備等が必要となっている。黒毛和種については、飼養農家は減少傾向であるが、飼養頭数は増加傾向にあり、飼養管理技術の向上や優良雌牛の確保、生産基盤の整備が課題となっている。中小家畜については、各種疾病の発生を防止する衛生管理対策の徹底が課題である。

酪農については、飼料・生産資材の高騰が経営に大きく影響することから、乳量・乳成分の向上対策や自給粗飼料確保対策によるコストの低減や省力化の推進が課題である。

担い手の育成には生産性や収益性の改善が必要であり、地域の特性に即した農林業の振興を図るため、生産基盤の強化、特産物の開発、流通・消費の増進、鳥獣被害の防止、観光業との連携等の取組を推進する必要がある。

②林業

林業は木材価格の低迷、林業従事者の減少及び高齢化など林業を取り巻く情勢は厳しい状況が続いている。森林の荒廃が懸念されており、施業の集約化、高性能機械の導入等によって、効率的な森林経営を図る必要がある。また、森林は二酸化炭素の吸収、水源涵養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化機能などの公益的機能を有しており、適切な森林整備、治山事業などの推進が必要である。

かつて日本一の生産量を誇った山形地域の木炭生産は、燃料革命により一時衰退したが、近年、木炭の持つ様々な用途が見直され業務用、レジャー用など従来の燃料としての用途のほか、土壌改良材、床下調湿材、水質浄化剤などの新用途での利用が増加しており、岩手県北部の市町村や(一社)岩手県木炭協会などと「日本一の炭の里づくり構想推進協議会」を組織し、販路拡大に向け取組を進めている。

③地場産業

山形町の商業の状況は、購買力が町域外に流失する傾向にあり、地域内消費力に乏しい状況であり、商業施設の維持には、購買力の流出に歯止めをかけるとともに、町域外の購買力を取り込むことも必要である。短角牛、ホウレンソウ及び木炭など資源を活かした特産品の開発、新分野開拓の足掛かりとなる起業家への支援等を行い商業振興を図るとともに、県及び周辺市町村等と連携した産業振興施策、販売・流通拠点として新たに整備される広域道の駅の活用等に取り組む必要がある。

平成6年の第三セクター「(有)総合農舎山形村」設立、平成9年の縫製業事業所の誘致等、地域資源を活用した雇用機会の創出に取り組んできたが、若者を中心とした雇用の受け皿としては十分な状況ではない。引き続き、地域の特性と資源を活用できる企業誘致や人材育成、先進技術導入、産業間連携等に取り組んでいく必要がある。

④観光業

山形町の代表的な観光資源としては、日本一の白樺美林とレンゲツツジが群生する平庭高原、鍾乳洞として希少価値のある内間木洞があげられる。

平庭高原については、センターハウス平庭山荘を中心とした宿泊施設、パークゴルフ場やスキー場などのレクリエーション施設、入浴施設である平庭高原自然交流館「しらかばの湯」（「エコパーク平庭高原（仮称）」整備事業により設置）などが整備されている。しかし、スキー人口減少による冬季利用者の減少等がみられるため、自然景観や東北唯一の闘牛大会等の観光資源の活用にも努め、オールシーズン観光客を誘致できる体制づくりが必要である。また、老朽化が進んでいる施設や設備の改修や修繕とあわせて、老齢化して倒木が目立ってきているシラカバの再生やレンゲツツジ群落の環境整備が課題となっている。

内間木洞は、周辺施設を含め、教育旅行などによる体験プログラムを実施するフィールドとなっている。施設整備及び洞内の一般観光客への開放に向けた体制づくりが課題であり、洞内の一般開放については、洞内に生息する希少動物への影響や県の天然記念物の指定を受けていることから、調整を図りながら進める必要がある。

観光事業については、短角牛を主とした産直事業や体験学習事業、農家民泊の受け入れなどを通じた交流の推進により、交流人口の増加を図り、地域住民自らが地域の特性を生かした経済の活性化を図る必要がある。

(2) その対策

①農業

- ・ 6次産業化及び事業連携への支援を強化
- ・ 地域資源の発掘・活用に向けた産学連携の促進
- ・ 起業支援メニューの充実
- ・ 認定農業者や新規就農者、集落営農組織などの担い手の確保・育成
- ・ 担い手への農用地の集積・集約化
- ・ 農業生産基盤の整備により、規模拡大及び低コスト生産の推進
- ・ 耕種農家と畜産農家の連携による、粗飼料生産の増産

- ・ 6次産業化等の取組み啓発と対象の掘り起こし
- ・ 草地の基盤整備の推進や牧野経営の安定化対策の推進
- ・ 家畜導入事業の推進
- ・ 肉用牛振興対策事業の推進
- ・ 優良乳用雌牛の確保
- ・ 肉用牛農家内一貫生産体制の確立並びに施設整備
- ・ 鶏の価格差補填事業の推進
- ・ パイプハウス、簡易予冷库等の整備による雨よけハウレンソウの振興
- ・ ハウレンソウ遊休ハウスの活用
- ・ 新作目の選定による産地化の推進
- ・ 施設整備による菌床しいたけの生産振興
- ・ 施設整備・機械導入による規模拡大の支援
- ・ 日本型直接支払制度を活用した地域ぐるみの共同活動の推進
- ・ 有害鳥獣による農作物被害の軽減

② 林業

- ・ 林道事業による基盤整備の推進
- ・ 「日本一の炭の里づくり」構想の推進
- ・ 造林や間伐等保育の推進
- ・ 県営治山事業の促進
- ・ しいたけ・木炭等特用林産物の振興
- ・ 間伐材の有効活用の推進
- ・ 林業労働担い手確保対策の推進
- ・ いわて環境の森整備事業の促進

③ 地場産業

- ・ 県及び周辺市町村等と連携した産業振興施策の実施
- ・ ふるさと物産センター、戸呂町産直施設等を核とした商業の振興
- ・ 制度資金活用による小売店等の活性化対策などの支援対策の推進
- ・ 地域商店街の活性化支援
- ・ 県との連携のもと、地域特性や農林産品等の地域資源を活用できる企業の誘致
- ・ 企業の立地に必要とされる環境の整備及び各種優遇制度の充実
- ・ 広域道の駅整備事業による産業振興及び交流人口の拡大による地域活性化の推進

④ 観光業

- ・ 周辺地域の観光施設と連携したルート化の推進
- ・ 計画的な施設・設備の改修及び修繕の実施
- ・ 良好な自然景観の確保
- ・ 「エコパーク平庭高原（仮称）」の推進
- ・ 内間木洞周辺の環境整備による周年観光の促進

(3) 計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(1)基盤整備		
	農業	草地畜産基盤整備事業	県農業公社
		多面的機能支払交付金	久慈市
		中山間地域等直接支払交付金	久慈市
	(3)経営近代化施設		
	農業	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業	生産組合
		畜産振興総合対策推進指導事業	農協
		家畜導入資金供給事業 (農協有)	
	林業	木炭生産施設整備事業費補助金	生産組合等
		特用林産新規参入支援事業	生産組合等
	(4)地場産業の振興		
	生産施設	短角牛生産基盤等整備事業	久慈市
	流通販売施設	広域道の駅整備事業	久慈市
	(9)観光又はレクリエーション	平庭高原施設整備事業	久慈市
	内間木野外施設等整備事業	久慈市	
(10)過疎地域持続的発展特別事業			
第一次産業	日本短角種増頭対策事業	生産部会	

	観光	優良種雄牛利用促進対策事業	農協等
		短角牛振興事業	久慈市
		闘牛素牛導入・飼育等闘牛活性化事業費補助金	任意団体
		山形町商店街活性化事業費補助金	商工会議所
	(11)その他	観光・交流イベント開催事業	任意団体等
		過疎地域持続的発展特別事業基金積立事業	久慈市
		日本一の炭の里づくり構想推進協議会負担金	久慈市
		有害鳥獣防除対策事業費補助金	任意団体
		有害鳥獣捕獲事務事業	久慈市

(4) 産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
山形町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

②当該業種の振興を促進するために行う事業

上記(2)その対策及び(3)計画のとおり。なお、産業振興施策の実施については県及び周辺市町村との連携に努めるものとする。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合（久慈市公共施設等総合管理計画より抜粋）

（第4章 6レクリエーション・観光施設）

レクリエーション・観光施設は、利用者数と維持・更新費用、地域への波及効果を総合的に勘案し、存続の要否を検討するとともに、民間や地域を巻き込んだ本市の活性化を実現する観点から、施設のあり方を見直していきます。

（第4章 7産業系施設）

労働会館・勤労会館については、その機能を精査し、集会施設など他の施設タイプの施設との集約などを検討していきます。

その他産業施設については、市内産業のインフラとしての機能を果たしているものもありますが、施設の老朽化が進んでいることから、既存施設への機能移転・複合化を検討します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

平成26年度に実施したブロードバンド基盤整備により、住民が主体的に情報の受発信ができる利用環境が整ったことから、今後は、平時及び災害時における情報アクセシビリティの確保に向けた携帯電話通信網の不感地域解消に継続して取り組んでいく必要がある。

また、住民生活の向上、産業の振興、物流、医療、教育等の各分野における情報通信技術の活用を進めるため、活用促進に資する基盤の整備やスキルの習得支援等を図る必要がある。

(2) その対策

- ・先進技術・情報技術等の活用基盤の整備及び維持
- ・携帯電話の不感地域の解消促進

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路の整備（国・県道）

山形町の幹線交通網としては、地域を縦断している国道281号、川井、日野沢地区から九戸村を経て一戸町に通じる主要地方道一戸山形線、平庭高原から関、小国地区、山根町を経て野田村に通じる主要地方道野田山形線、戸呂町地区から軽米町を経て東北縦貫自動車道八戸線九戸ICに通じる主要地方道戸呂町軽米線、荷軽部地区から九戸村に通じる一般県道戸田荷軽部線、日野沢・戸呂町地区から洋野町に通じる一般県道大野山形線がある。

国道281号については、川井バイパスの整備や拡幅などの整備が進んだが一部区間の線形改良や平庭高原の難所解消のためのトンネル整備が課題である。

主要地方道一戸山形線、主要地方道戸呂町軽米線については、2車線で整備済みであるが、部分的に線形改良や歩道などの整備が課題であり、主要地方道野田山形線については関～平庭間が現道舗装で幅員も狭く、急カーブ、急勾配であり線形改良等の整備が課題である。

一般県道戸田荷軽部線及び一般県道大野山形線については、一部区間が2車線で整備済みであるが、残りの区間の改良・整備が課題である。

②道路の整備（市道）

広域的基幹道路としての市道川井関線、市道平庭線は、国道と県道を結ぶなど極めて重要な路線である。

③生活道路の整備

日常生活を支える生活道路としての市道等整備についても、今後、利用度の高い道路を優先的に整備していく必要がある。

林道についても、生活道路としての機能を有する路線もあり、整備が必要である。

また、除雪機械の計画的な更新やオペレーターの確保が必要である。

④交通手段の確保

バス路線などの公共交通は、地域住民の暮らしに密着したものであり、特にも、自家用車を持たない高齢者や児童・生徒にとっては、通院や通学など日常生活に不可欠な生活基盤である。

JRバス盛岡久慈線の白樺号は久慈盛岡間のバス路線として、久慈市街または盛岡方面への唯一の路線として地域住民にとって重要な交通手段となっているが、登下校に合った時刻での運行は難しい状況である。このため、久慈市街に向けて登下校時間帯を補完する市民バスの運行を実施しており、引き続き山形町内の児童・生徒たちが高等教育を受ける機会を確保するため、通学に係る交通手段を確保が必要である。

(2) その対策

①道路の整備（国・県道）

- ・ 国道281号の整備促進
- ・ 主要地方道、一般県道の整備促進
- ②道路の整備（市道）
 - ・ 幹線道路としての市道川井関線、市道平庭線の整備促進
- ③生活道路の整備
 - ・ 日常生活を支える生活道路としての市道等の整備促進
 - ・ 除雪機械の計画的な更新及びオペレーターの確保
 - ・ 林道及び林道橋りょうの整備促進
- ④交通手段の確保
 - ・ 通学を支援するバスの運行

(3) 計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設 の整備、交 通手段の確 保	(1)市町村道		
	道路	市道改良舗装事業	久慈市
		市道整備補修事業	久慈市
	(3)林道		
		林道整備事業	久慈市
		林道橋りょう補修事業	久慈市
	(8)道路整備機械等	建設機械更新事業	久慈市
	(9)過疎地域持続的発展特別事業		
	公共交通	路線バス運行（陸中山形～久慈 駅間）	久慈市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合（久慈市公共施設等総合管理計画より抜粋）
（第4章 20道路）

今後も市道の整備は、本市の財政状況を踏まえ、緊急性や重要性等を勘案して整備を行っていくこととします。また、既存の市道については、地域・沿道の利用状況等

も踏まえて、維持・修繕や今後の方針を検討します。

維持管理については、トータルコストの縮減を目指して、計画的かつ予防保全な取り組みを行い、道路利用者の安全確保等に努めてまいります。

(第4章 21橋りょう)

橋りょうについては、5年に1回の頻度で近接目視による点検を行い、健全性を評価し、緊急性や重要性等を勘案して、本市の財政状況を踏まえ、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防保全的な取り組みを行い、橋りょうの長寿命化を図るとともに、道路利用者の安全確保等に努めてまいります。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道

水道は、老朽化した川井、関、小国地区の簡易水道施設を統合・整備する簡易水道統合整備事業が令和元年度に完了したことから、引き続き、平時及び災害時の水の安定供給を確保するため水道設備の適切な維持管理を図る必要がある。

②下水処理（生活排水処理対策）

水質汚濁につながる生活雑排水の処理は、集落が散在していることから集落排水事業を実施することが困難であり、浄化槽の整備を推進する必要がある。

③廃棄物処理

ごみ処理及びし尿処理は久慈広域連合が行っており、ごみ処理施設については、ごみの排出抑制と資源リサイクルに配慮しながら、施設の延命化対策を講じる必要がある。また、二戸地区との統合（広域化計画）を含め、新たな施設整備を検討する必要がある。し尿処理施設については老朽に伴い、久慈広域連合が新施設の整備を進めており、遅滞なく供用開始される必要がある。

④消防

非常備消防は、団員の高齢化と確保が課題となっている。施設については、簡易水道整備地区に公設消火栓が84カ所整備されている。防火水槽は林野用を含め96基整備され、水利基準による充足率は101%となっており、適切な維持管理を行う必要がある。消防車両については、老朽化車両の更新等を計画的に推進する必要がある。

⑤公営住宅

久慈市住宅マスタープラン（令和3年3月）及び久慈市公営住宅等長寿命化計画（令和3年3月）に基づく適切な維持・管理を図る必要がある。

(2) その対策

①水道

- ・水道設備の適切な維持管理

②下水処理

- ・浄化槽の設置の促進

③廃棄物処理

- ・廃棄物の不法投棄防止のための監視体制強化及び適正処理の啓蒙普及活動の推進

④消防

- ・団員の高齢化対策
- ・消防水利の維持管理
- ・消防自動車の更新

⑤公営住宅

・計画に基づいた住宅整備の推進

(3) 計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の 整備	(2)下水処理施設 その他	浄化槽設置整備事業	久慈市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合(久慈市公共施設等総合管理計画より抜粋)

(第4章 16消防施設)

消防施設は、市民の安全を確保する観点から、計画的な建替えを実施し、消防力の維持に努めていきます。

人口減少や少子高齢化、雇用環境の変化等により団員の減少など、消防団としての組織再編も検討し、これに応じた消防施設の適正配置を進めます。

(第4章 17公営住宅)

人口の減少見通しも踏まえ、老朽化が進んでいる住宅の更新を慎重に検討していく。また教員住宅については、近年の道路整備等により、交通アクセスの改善により、通勤圏が拡大している状況を踏まえながらあり方を検討していくなど、総量の適正化を進めていきます。

(第4章 22上水道)

水道は市民生活に直結する重要なインフラであり、水道水の安定的な供給を図るべく、アセットマネジメントを実践し、適切な施設管理を行います。また、施設の更新にあたっては、水需要の予測から適正な規模・時期での更新とし、併せて施設の耐震化を図り、コストの縮減に努めます。

日々の管理については、トータルコストの縮減のため、定期的な施設の点検・修繕を実施し、水道水の安定供給に努めます。

(第4章 23下水道)

下水道は市民生活に直結する重要なインフラであるため、管渠等施設の状態を健全に保つために、定期的な点検・診断を実施します。また、予防保全型の長寿命化計画を策定し、適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施し、トータルコストの最小化に努めます。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して予防保全型の点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

山形町における高齢化率は平成27年国勢調査で40.3%となっており、市全域の29.5%と比較しても大幅に高齢化が進んでいる。

地域包括支援センターにおいて、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、心身の健康保持、生活の安定のための介護予防の取組みや地域包括ケアを推進するとともに、ふれあいサロン等への支援や地域全体で支える仕組みづくりを進めることで、高齢者が健康で自立した生活を送れる環境を整備していく必要がある。

また、要介護高齢者や重度身体障害者の自立や在宅福祉の向上、介護負担の軽減等を図るため、住宅のバリアフリー改修への補助等を進める必要がある。

特別養護老人ホームや高齢者生活福祉センター、老人福祉センターにおいては、引き続き利用者の利便を図ると共に、保険者である久慈広域連合と連携しながら適切な介護サービス基盤整備を推進する。

山形町の平成27年までの10年間の人口減少率19.4%に対し、15歳未満の減少率は36%となっており、少子化の進展が人口減少の一因となっている。子どもの成長段階に応じた切れ目ない子育て支援策の提供を推進するとともに、保育体制の確保を図り、子育てをしやすい環境づくりを進めることが必要である。

(2) その対策

- ・安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進
- ・介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で生活できる環境づくりの推進
- ・高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業の推進
- ・ふれあいサロンの支援
- ・子育て支援施設の運営

(3) 計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(1)児童福祉施設 児童館	かわい児童館改修事業	久慈市
	(3)高齢者福祉施設 老人福祉センター	山形老人福祉センター改修事業	久慈市
	その他	山形地区デイサービスセンター 改修事業	久慈市

	(9)その他	高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業（住宅改修補助）	久慈市
		ふれあいサロン事業費補助金	久慈市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合（久慈市公共施設等総合管理計画より抜粋）

（第4章 10 幼保・こども園）

保育所等の半数以上が耐用年数を迎えています。乳幼児が日常的に使用する施設であることも考慮し、耐震性や安全確保について早急にあり方を検討します。

また、保育所等の運営コスト面や集団保育のニーズなどを踏まえながら、今後の公立保育所等の施設運営や施設のあり方について検討を行っていきます。

（第4章 12 高齢者福祉施設）

高齢者福祉施設は、高齢化に伴い、需要の増加が見込まれますが、2042(令和24)年以降は高齢者人口が減少に転じると推計されていることも踏まえながら、民間事業者の動向を見据え、行政として維持することの必要性を検討していきます。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

山形診療所は、山形町唯一の医療機関であり、地域医療施設としての役割を果たしているが、設備の老朽化が進んでおり、また看護師等の人員が不足しており入院患者の受入が困難な状況にある。

地域の持続的発展に向けては、住民が必要に応じて適切に医療資源にアクセスできることが重要であり、引き続き医療提供体制の確保に努める必要がある。

(2) その対策

- ・診療所施設及び設備の整備・更新

(3) 計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(1)診療施設 患者輸送車(艇)	患者輸送バス整備事業	久慈市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合(久慈市公共施設等総合管理計画より抜粋) (第4章 14医療施設)

施設の老朽化が進んでいることから、利用者の安全確保のため、計画的な維持・補修を実施します。

また、利用者数等を考慮し、施設の存続を検討するとともに、施設を更新する場合には、既存施設への移転の可能性や、近隣の施設との複合化も検討します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

令和3年4月現在の山形町の小学校数は2校で児童数71人、中学校は山形中学校1校で生徒数43人となっている。高等学校は、岩手県立久慈高等学校山形校が平成21年度末で閉校し、市内中心部に所在する岩手県立久慈高等学校へ統合された。

教育環境の整備については、児童生徒数の減少が著しいことから「小中学校の適正配置に関する基本方針」に基づき、児童生徒にとって望ましい教育環境の整備を第一としつつ、地域コミュニティとの関わりなども含め総合的な見地に立ち統合を進めている。学校再編に伴い、市営スクールバスの運行により児童生徒数に応じた遠距離通学支援を実施しており、スクールバスの整備等が必要となる。

小中学校校舎、屋内運動場をはじめとする老朽化した学校施設については、計画的に改築を検討する必要がある。教員住宅については適切な維持管理に努め、老朽化した住宅の解体等を計画的に実施していく必要がある。

また、合併以前から中高生などの海外派遣事業を継続しており、引き続き次世代を担う豊かな人材の育成に努める必要がある。

社会教育は、未来を担う人材を育成する基盤であるとともに、充足感や心の豊かさ、新たな地域づくりへの活力につながるものであり、生涯にわたり学びの機会を得て、その成果を活かすことのできる生涯学習社会を目指し、社会教育及び体育関連施設の維持・管理や学習機会の確保を図っていく必要がある。

また、主体的な学習を進めるためには、多様な情報に触れることができる環境が不可欠であり、利用可能な図書資料等の充実やアクセス手段の整備等を図り、情報アクセシビリティの確保に努めていく必要がある。

(2) その対策

- ・小中学校校舎及び屋内運動場の整備
- ・教員住宅の維持管理
- ・運動場の整備
- ・遠距離通学支援
- ・中高生海外派遣研修事業
- ・児童生徒の主体的な学びを実現できる学習環境の整備
- ・生涯学習体制の整備
- ・社会教育関係団体の育成と活動の支援
- ・類似公民館等との連携体制の整備
- ・図書資料等の充実
- ・体育施設の整備充実
- ・集会施設の整備

(3) 計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設		
	校舎	山形中学校受変電設備改修	久慈市
		山形中学校暖房改修	久慈市
	屋内運動場	山形小学校体育館床修繕	久慈市
	スクールバス・ボート	スクールバス整備事業	久慈市
	給食施設	給食車整備事業	久慈市
	(3)集会施設、体育施設等		
	集会施設	地域農村センター改修事業	久慈市
	体育施設	山形 B&G 海洋センター屋根塗装等 改修工事	久慈市
		市民体育館改修事業	久慈市
	屋内ゲートボール場屋根改修事業	久慈市	
(5)その他	中高生海外派遣研修事業	派遣団	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合（久慈市公共施設等総合管理計画より抜粋）

（第4章 1 集会施設）

集会施設は、各地区における市民活動の拠点として位置づけ、必要な集会機能を確保していきます。地区別に必要な集会機能については、利用者数や地区の実情などを考慮して見直しを行っていきます。老朽化した施設の建替更新などの検討にあたっては、他の施設類型の集会機能を含めて集約化を進めることや他の機能との複合化を検討していくことで、スペースを有効活用していきます。

運営にあたっては、地域団体に対する指定管理の推進や地区への施設の譲渡なども検討していきます。

(第4章 3 図書館)

社会教育施設としての中心的役割を担うため、施設の機能継続を図る施設であることから図書館機能の維持に必要な設備を中心に、計画的な修繕・更新を図るとともに、山形地区の図書館については今後のあり方について検討していきます。

(第4章 5 スポーツ施設)

体育館は利用頻度が高く、スポーツ推進事業においても重要な施設であることから、今後も適正な管理のもと機能維持を図ります。

プールについては、利用者数や施設の老朽化状況を考慮し、更新の要否を検討します。

その他のスポーツ施設についても、利用者数とコスト、代替施設の利用可能性を比較衡量し、施設のあり方を検討します。

(第4章 8 学校)

児童・生徒の学習環境を最優先に考え、維持管理を行います。

児童・生徒数の減少により余剰となる教室・空きスペースが生じた場合、その活用を検討します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

山形町の地域コミュニティは行政区単位で13区域となっており、古くから農林業の共同作業や共同財産の管理運営等による強い結びつきを持ち各種自治機能を維持してきましたが、過疎化及び少子高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化等が変化と相まって、地域の活力が低下し集落機能の維持が困難になりつつある。

地域の持続的発展に向けて、人材育成や体制づくり、各種地域活動への支援等を行い、地域住民の主体的な参加と連帯意識のもと、活力ある地域の創造を図る必要がある。併せて、交通網や情報網の整備等を進め、集落を越えて連携できる体制を構築していくことが必要である。

(2) その対策

- ・地域コミュニティの振興

(3) 計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(3)その他	地域コミュニティ振興事業	久慈市

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

伝統的な行催事や芸術、芸能などを「山形地域のふるさと文化」として捉え伝承と創造に努めており、引き続き、活動の拠点となる山村文化交流センターを活用した地域文化の振興を図っていく必要がある。

また、山形町には地域の風土や生活の中から生み出された風俗習慣・郷土芸能等が継承されており、先人の残した民俗資料等の文化財や遺跡が数多く存在している。しかし、近年の生活様式の変化、開発行為などにより縮小・消滅の危機にさらされており、文化財等の収集・保護を行うとともに、文化の継承・保存に向けた伝承活動への支援等の取組みが必要である。

(2) その対策

- ・山村文化交流センターを有効活用した芸術文化の振興
- ・文化財の調査と指定の促進

(3) 計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化 の振興等	(1)地域文化振興施設等		
	地域文化振興施設	文化会館改修事業	久慈市
	(3)その他	文化会館等自主事業	久慈市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合(久慈市公共施設等総合管理計画より抜粋)

(第4章 2 文化施設)

市民文化センターは、それぞれの施設の利用度が大幅に異なる状況であることを考慮し、今後のあり方を検討していきます。また、指定管理者制度の導入など、より民間活力をいかした運営手法を検討していきます。

その他文化施設は、文化財保管機能を他の施設で担うことができないかを検討したうえで、老朽化により安全性が保たれなくなったときの対応を検討していきます。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

久慈市の森林面積は約53,414ha（2015年農林業センサス）で総面積の86%を占め、豊富な木質バイオマス資源が賦存している。資源の活用が進めば、化石燃料消費量の削減や燃料コストの地域外流出の低減につながるが、木質バイオマス燃料は単位重量当たりのエネルギー量が化石燃料に比べて低く、輸送距離が長い程コスト面で不利になることから、原料生産地から近接した地域内における活用促進の検討を図る必要がある。

(2) その対策

- ・脱炭素社会の形成に向けた取組の推進
- ・再生可能エネルギー活用促進の検討・モデル形成

(3) 計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
11 再生可能 エネルギーの 利用の推進	(3)その他	木質バイオマス熱・電気供給モデル事業	久慈市
		脱炭素先行地域推進事業	久慈市

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

①自然環境の保全

久慈市と葛巻町にまたがる平庭高原は久慈・平庭県立自然公園に指定されており、豊かな四季の自然を生かしたエコツーリズムの拠点として、多くの観光客が訪れる観光資源となっている。特に、約400haに30万本以上のシラカバが生育する森林は、自然環境と文化的背景の相互作用により生み出された稀有な景観であるが、森林を形成しているシラカバの老齢化が進み倒木等が増加していることから、引き続き景観を維持していくためには適切な更新・管理が必要となる。

令和3年度より、森林総合研究所や岩手大学、岩手県立大学と連携を図りシラカバ再生に向けた管理計画策定の基礎調査に取り組んでおり、引き続き景観の維持に向けた検討を進めていく必要がある。

②休廃止した公共施設等の管理

施設の老朽化や社会情勢の変化に伴い、使用されなくなった公共施設等が劣化した状態のまま残存している。人口減少などの影響により今後さらに公共施設等への需要の減少が見込まれることから、適切な管理と今後のあり方を検討していく必要がある。

(2) その対策

①自然環境の保全

- ・定期的な下刈・枝打ち等の環境整備による良好な自然景観の確保
- ・シラカバ林の景観維持に向けた調査・検討

②休廃止した公共施設等の管理

- ・活用見込のない休廃止した公共施設の除却等による適正な管理

(3) 計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)自然環境の保全	平庭高原日本一の白樺美林再生事業	久慈市
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	公共施設等除却事業	久慈市
		過疎地域持続的発展特別事業基金積立事業	久慈市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合(久慈市公共施設等総合管理計画より抜粋)

(第3章 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方)

今後の財政状況や人口構造に見合った施設配置に努め、老朽化施設の統廃合や類似施設の複合化・集約化に取り組むことで施設保有量の適正化を図っていきます。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流 基金積立	山村体験型交流事業 ①事業内容 日本短角種の主要な販売先である消費者団体の会員等を対象とした交流事業の実施。 ②事業の必要性 安全・安心な農産物や農山村の持つ魅力等を消費者に直接PRする機会であり、販売網の確保は農家の経営安定化や第一次産業の振興に資する。 ③事業効果 地場産品の販路拡大や農家の経営安定化及び意欲増進に資する取組みであり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。 過疎地域持続的発展特別事業基金積立事業 地域資源の活用による産業の活性化等、独自性のある持続可能な地域づくりを継続的に推進し、地域の持続的発展を図るため、基金を積み立てる。	任意団体 久慈市
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第一次産業	日本短角種増頭対策事業 ①事業内容 日本短角種の繁殖基盤強化と農家の経営安定化を図るため、基礎となる優良雌牛の導入に対し補助。 ②事業の必要性 地域の主要産業である日本短角種の振興に資する。 ③事業効果 将来的な第一次産業の振興につながる取組みであり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。 優良種雄牛利用促進対策事業 ①事業内容 日本短角種の繁殖基盤強化と農家及び牧野の経営安定化を図るため、種雄牛の管理費を補助。 ②事業の必要性 地域の主要産業である日本短角種の振興に資する。 ③事業効果 将来的な第一次産業の振興につながる取組みであり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。	生産部会 農協等

		<p>短角牛振興事業</p> <p>①事業内容 山形村短角牛の販路拡大、消費拡大、そのための専門指導や広告宣伝など、流通の観点から思慮される業務を委託。</p> <p>②事業の必要性 地域の主要産業である日本短角種の振興に資する。</p> <p>③事業効果 短角牛の流通の視点に重点を置いた事業の実施・展開を図ることで、短角牛振興の底上げを図り、地域産業・地域経済の活性化に結び付けることが期待される。</p> <p>闘牛素牛導入・飼育等闘牛活性化事業費補助金</p> <p>①事業内容 市の無形民俗文化財である「牛の角突き」を継承する闘牛に供する素牛の導入及び飼育等に係る補助。</p> <p>②事業の必要性 東北唯一となる闘牛大会の開催による観光振興とともに、山形町は全国的な闘牛素牛の生産地でもあり闘牛を通じた各地との交流活動にも資する。</p> <p>③事業効果 地域資源となる伝統文化の維持を図る取組みであり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。</p> <p>山形町商店街活性化事業費補助金</p> <p>①事業内容 商店街の活性化に向けたイベント等の各種事業に対する補助。</p> <p>②事業の必要性 地域内の商店への集客効果とともに、来場者との交流に資する。</p> <p>③事業効果 地域外からの集客は産業振興や地域活動など広範に渡る取組みの活力となるものであり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。</p> <p>観光・交流イベント開催事業</p> <p>①事業内容 平庭高原における闘牛大会・つつじまつり、スキー場まつり等の観光・交流イベントの実施</p> <p>②事業の必要性 平庭高原のPRやイメージアップにつながり、観光振興や自然公園の利用促進等に資する。</p> <p>③事業効果</p>	<p>久慈市</p> <p>任意団体</p> <p>商工会議所</p> <p>任意団体等</p>
観光			

	基金積立	<p>平庭高原は山形町の代表的な観光資源であり、誘客確保は地場産業の振興にも資するものであり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。</p> <p>過疎地域持続的発展特別事業基金積立事業</p> <p>地域資源の活用による産業の活性化等、独自性のある持続可能な地域づくりを継続的に推進し、地域の持続的発展を図るため、基金を積み立てる。</p>	久慈市
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<p>路線バス運行（陸中山形～久慈駅間）</p> <p>①事業内容 山形町から市内高校への通学を支援する市民バスを運行するもの。</p> <p>②事業の必要性 住民の通学環境確保を図るとともに、地域を担う人材の育成にも資する</p> <p>③事業効果 安定的な公共交通機関の提供は住民の生活環境向上に資するとともに、教育機会確保は定住者の維持に不可欠であり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。</p>	久慈市
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(2)過疎地域持続的発展特別事業	<p>公共施設等除却事業</p> <p>①事業内容 休廃止した公共施設等の解体撤去を行う。</p> <p>②事業の必要性 公共施設の適正管理に資する。</p> <p>③事業効果 休廃止した公共施設等の解体撤去を行うことで、住民の安全な生活環境が確保される。</p> <p>過疎地域持続的発展特別事業基金積立事業</p> <p>地域資源の活用による産業の活性化等、独自性のある持続可能な地域づくりを継続的に推進し、地域の持続的発展を図るため、基金を積み立てる。</p>	久慈市 久慈市

議案第20号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更に関し議決を求めること
について

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を別添のとおり変更することに関し、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

辺地の公共的施設を整備するに当たり、総合整備計画を変更しようとするものである。

総合整備計画書新旧対照表

頁	変更案	現 行																																														
	<p>2 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>当辺地は、市中心部から南に約 20km 離れた山間地に位置している。雑穀加工用水車を復元した「水車の広場」において定期的に市が開催されているが、道路が狭隘なため安全な交通の確保が困難になっていることから、交流人口の拡大による地域活性化とともに、医療・消防等のサービス提供基盤として住民生活の向上に資する基幹道路の整備を行うものである。</p> <p><u>また、白樺平公共牧場の運営にあたり、放牧と国産飼料にこだわった短角牛振興について生産者と一体となって普及啓発や消費者との交流などに取り組んでおり、近年着実に飲食店や消費者の需要が高まってきている一方で、飼料価格の高騰や放牧地の確保、畜産農家の高齢化が大きな課題となっていることから、生産基盤を充実させるため、白樺平公共牧場の放牧地を拡大し公共牧場の機能拡大を図るものである。</u></p> <p>3 公共的施設の整備計画</p> <p style="text-align: center;">令和 3 年度から令和 7 年度まで 5 年間</p> <p style="text-align: right;">(単位 千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村道・橋りょう</td> <td>久慈市</td> <td style="text-align: center;">72,000</td> <td></td> <td style="text-align: center;">72,000</td> <td style="text-align: center;">72,000</td> </tr> <tr> <td>農林漁業経営近代化施設</td> <td>久慈市</td> <td style="text-align: center;">18,149</td> <td></td> <td style="text-align: center;">18,149</td> <td style="text-align: center;">18,100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">90,149</td> <td></td> <td style="text-align: center;">90,149</td> <td style="text-align: center;">90,100</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	特定財源	一般財源	市町村道・橋りょう	久慈市	72,000		72,000	72,000	農林漁業経営近代化施設	久慈市	18,149		18,149	18,100	合 計		90,149		90,149	90,100	<p>2 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>当辺地は、市中心部から南に約 20km 離れた山間地に位置している。雑穀加工用水車を復元した「水車の広場」において定期的に市が開催されているが、道路が狭隘なため安全な交通の確保が困難になっていることから、交流人口の拡大による地域活性化とともに、医療・消防等のサービス提供基盤として住民生活の向上に資する基幹道路の整備を行うものである。</p> <p>3 公共的施設の整備計画</p> <p style="text-align: center;">令和 3 年度から令和 7 年度まで 5 年間</p> <p style="text-align: right;">(単位 千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村道・橋りょう</td> <td>久慈市</td> <td style="text-align: center;">72,000</td> <td></td> <td style="text-align: center;">72,000</td> <td style="text-align: center;">72,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">72,000</td> <td></td> <td style="text-align: center;">72,000</td> <td style="text-align: center;">72,000</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	特定財源	一般財源	市町村道・橋りょう	久慈市	72,000		72,000	72,000	合 計		72,000		72,000	72,000
施設名	事業主体名				事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額																																								
		特定財源	一般財源																																													
市町村道・橋りょう	久慈市	72,000		72,000	72,000																																											
農林漁業経営近代化施設	久慈市	18,149		18,149	18,100																																											
合 計		90,149		90,149	90,100																																											
施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額																																											
			特定財源	一般財源																																												
市町村道・橋りょう	久慈市	72,000		72,000	72,000																																											
合 計		72,000		72,000	72,000																																											

総合整備計画書

岩手県 久慈市 端神辺地

(辺地の人口 50 人 面積 14.3km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

久慈市山根町端神

(2) 辺地の中心の位置

久慈市山根町端神第5地割83番地2

(3) 辺地度点数

209 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市中心部から南に約 20km 離れた山間地に位置している。雑穀加工用水車を復元した「水車の広場」において定期的に市が開催されているが、道路が狭隘なため安全な交通の確保が困難になっていることから、交流人口の拡大による地域活性化とともに、医療・消防等のサービス提供基盤として住民生活の向上に資する基幹道路の整備を行うものである。

また、白樺平公共牧場の運営にあたり、放牧と国産飼料にこだわった短角牛振興について生産者と一体となって普及啓発や消費者との交流などに取り組んでおり、近年着実に飲食店や消費者の需要が高まってきている一方で、飼料価格の高騰や放牧地の確保、畜産農家の高齢化が大きな課題となっていることから、生産基盤を充実させるため、白樺平公共牧場の放牧地を拡大し公共牧場の機能拡大を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで5年間

(単位 千円)

施設名 / 事業主体名		区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
市町村道・橋りょう	久慈市		72,000		72,000	72,000
農林漁業経営近代化施設	久慈市		18,149		18,149	18,100
合	計		90,149		90,149	90,100

議案第21号

市道路線の変更に関し議決を求めることについて

次の市道路線を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

変更しようとする路線

路線番号	変更前、変更後の別	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1014	変更前	新井田2号線	久慈市新井田 第4地割23番 1	久慈市新井田 第4地割31番 3	
	変更後	新井田2号線	久慈市新井田 第4地割23番 1	久慈市新井田 第4地割38番 1地先	

令和6年2月22日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

新井田2号線に接続する路線は、公共性が認められることから市道路線を延長しようとするものである。



議案第22号

市道路線の変更に関し議決を求めることについて

次の市道路線を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

変更しようとする路線

路線番号	変更前、変更後の別	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1018	変更前	市民プール線	久慈市田屋町 第1地割14番 1地先	久慈市新井田 第5地割51番 1地先	
	変更後	市民プール線	久慈市田屋町 第1地割14番 1地先	久慈市新井田 第5地割59番 5地先	

令和6年2月22日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

市民プール線に接続する路線は、公共性が認められることから市道路線を延長しようとするものである。



報告第1号

漁港管理条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の一部改正に伴い、漁港管理条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年2月22日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



専 決 処 分 書

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の一部改正に伴い、漁港管理条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月29日

久慈市長 遠 藤 讓 一

写

漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年1月29日

久慈市長

遠藤 譲一

久 慈 市

久慈市条例第1号

漁港管理条例の一部を改正する条例

漁港管理条例（平成18年久慈市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第2号

空家等対策条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の一部改正に伴い、空家等対策条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年2月22日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



専 決 処 分 書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の一部改正に伴い、空家等対策条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月29日

久慈市長 遠 藤 譲 一

写

空家等対策条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年1月29日

久慈市長

遠藤譲一

久慈市

久慈市条例第2号

空家等対策条例の一部を改正する条例

空家等対策条例（平成29年久慈市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第3号

久慈市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、久慈市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、同法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年2月22日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、久慈市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、同法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月29日

久慈市長 遠 藤 譲 一

写

久慈市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和6年1月29日

久慈市 遠藤譲一

久慈市

久慈市条例第3号

久慈市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

久慈市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年久慈市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第4号

久慈市監査委員条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、久慈市監査委員条例の一部を改正する条例について、同法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年2月22日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、久慈市監査委員条例の一部を改正する条例について、同法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月29日

久慈市長 遠 藤 譲 一



久慈市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年1月29日

久慈市長

遠藤 譲一

久慈市条例第4号

久慈市監査委員条例の一部を改正する条例

久慈市監査委員条例（平成18年久慈市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第5号

道路の管理に関する事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

道路の管理に関する事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

1 専決処分をした年月日 令和6年1月29日

2 損害賠償及び和解の相手方

住所

氏名

3 損害賠償の額 38,479円

4 和解の内容

損害賠償の額を3のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

5 損害賠償の原因

令和5年11月17日午後4時55分頃、市道上長内下長内線を走行中、車両が舗装損傷凹みを通過したことで、車両の右前輪タイヤ及びホイールを損傷したものである。

令和6年2月22日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

示 談 書

1 事故の内容

(1) 当事者

甲 久慈市

久慈市長 遠 藤 謙 一

乙

(2) 日 時 令和5年11月17日 午後4時55分頃

(3) 場 所 久慈市長内町第23地割11-2 地先 (市道上長内下長内線)

(4) 車 両

乙 車台番号

登録番号

(5) 概 況

上記日時・場所において、甲が管理する市道上長内下長内線を走行中の乙車両が、舗装損傷凹みを通じたことに伴い、乙車両の右前輪タイヤ及びホイールを損傷したものである。

2 示談の内容

- (1) 甲は乙に対して、本事故による車両損害につき修理代 54,970 円のうち、38,479 円を支払うものとする。
- (2) 本事故によって生じた(1)の損害賠償の支払いは、乙の指定する方法によるものとする。
- (3) 当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

本示談は、今後本件に関する異議の申し立てをしないこととして円満に成立した。

令和6年1月29日

甲 久慈市

代表者 久慈市長 遠 藤 謙 一



乙

別紙

損害明細書

損害賠償額の算定		
当事者	甲	乙
車両損害額	① 0円	② 54,970円
責任割合	③ 70%	④ 30%
甲・乙の責任額	⑤ 38,479円 (②×③)	⑥ 0円 (①×④)
決済方法	⑦ 甲は、乙に対して、本事故による車両損害額38,479円を支払う。	